

第 5 1 3 回（定例）福崎町議会会議録

令和 6 年 3 月 4 日（月）
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 6 年 3 月 4 日、第 5 1 3 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 3 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重一郎
3 番	牛 尾 雅 一	1 1 番	城 谷 英 之
4 番	大 塚 記美代	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	吉 高 平 記	1 3 番	三 輪 一 朝
6 番	植 岡 茂 和	1 4 番	前 川 裕 量
7 番	宇 崎 壽 幸		

○欠席議員 1 名

1 0 番 松 岡 秀 人

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 三 木 雅 人 主 査 吉 田 卓

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	宇 都 善 和	会 計 管 理 者	尾 崎 俊 也
町参事兼住民生活課長	谷 岡 周 和	総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	松 田 清 彦
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	農 林 振 興 課 長	吉 田 利 彦
ま ち づ くり 課 長	山 下 勝 功	上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹
学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一	社 会 教 育 課 長	木ノ本 雅 佳

○議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸報告
第 4	報告第 1 号 令和 5 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
第 5	議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度福崎町一般会計補正予算（第 7 号））
第 6	議案第 2 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
第 7	議案第 3 号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第 8	議案第 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第 9	議案第 5 号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

			一部を改正する条例について
第 1 0	議案第 6 号	福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 1	議案第 7 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	
第 1 2	議案第 8 号	福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 3	議案第 9 号	福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 4	議案第 1 0 号	福崎町消防団条例の一部を改正する条例について	
第 1 5	議案第 1 1 号	福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	
第 1 6	議案第 1 2 号	福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 7	議案第 1 3 号	福崎町高齢者住宅整備資金貸付けに関する条例を廃止する条例について	
第 1 8	議案第 1 4 号	福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について	
第 1 9	議案第 1 5 号	福崎町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
第 2 0	議案第 1 6 号	福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	
第 2 1	議案第 1 7 号	福崎町下水道事業基金条例を廃止する条例について	
第 2 2	議案第 1 8 号	福崎町第 6 次総合計画基本構想及び基本計画の策定について	
第 2 3	議案第 1 9 号	第 9 期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について	
第 2 4	議案第 2 0 号	令和 5 年度福崎町一般会計補正予算（第 8 号）について	
第 2 5	議案第 2 1 号	令和 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
第 2 6	議案第 2 2 号	令和 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
第 2 7	議案第 2 3 号	令和 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	
第 2 8	議案第 2 4 号	令和 5 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	
第 2 9	議案第 2 5 号	令和 6 年度福崎町一般会計予算について	
第 3 0	議案第 2 6 号	令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について	
第 3 1	議案第 2 7 号	令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
第 3 2	議案第 2 8 号	令和 6 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について	
第 3 3	議案第 2 9 号	令和 6 年度福崎町水道事業会計予算について	
第 3 4	議案第 3 0 号	令和 6 年度福崎町工業用水道事業会計予算について	
第 3 5	議案第 3 1 号	令和 6 年度福崎町下水道事業会計予算について	
第 3 6	議案第 3 2 号	教育長の任命について	

○本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
第 4	報告第 1 号	令和 5 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について

第 5	議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度福崎町一般会計補正予算（第 7 号））
第 6	議案第 2 号	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
第 7	議案第 3 号	福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第 8	議案第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第 9	議案第 5 号	福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 0	議案第 6 号	福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 7 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第 1 2	議案第 8 号	福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 9 号	福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 1 0 号	福崎町消防団条例の一部を改正する条例について
第 1 5	議案第 1 1 号	福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第 1 2 号	福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第 1 3 号	福崎町高齢者住宅整備資金貸付けに関する条例を廃止する条例について
第 1 8	議案第 1 4 号	福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 1 9	議案第 1 5 号	福崎町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 0	議案第 1 6 号	福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 2 1	議案第 1 7 号	福崎町下水道事業基金条例を廃止する条例について
第 2 2	議案第 1 8 号	福崎町第 6 次総合計画基本構想及び基本計画の策定について
第 2 3	議案第 1 9 号	第 9 期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
第 2 4	議案第 2 0 号	令和 5 年度福崎町一般会計補正予算（第 8 号）について
第 2 5	議案第 2 1 号	令和 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 2 6	議案第 2 2 号	令和 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 2 7	議案第 2 3 号	令和 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
第 2 8	議案第 2 4 号	令和 5 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
第 2 9	議案第 2 5 号	令和 6 年度福崎町一般会計予算について
第 3 0	議案第 2 6 号	令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 3 1	議案第 2 7 号	令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 3 2	議案第 2 8 号	令和 6 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 3 3	議案第 2 9 号	令和 6 年度福崎町水道事業会計予算について

- 第 3 4 議案第 3 0 号 令和 6 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 3 5 議案第 3 1 号 令和 6 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 3 6 議案第 3 2 号 教育長の任命について

開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 5 1 3 回福崎町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まだまだ朝夕は肌寒い日が続いておりますが、日ごとに春の兆しが感じられる季節になってまいりました。議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 1 号から議案第 3 2 号までの報告 1 件、議案 3 2 件の計 3 3 件であります。

令和 6 年度予算をはじめ、いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたします。本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 3 名でございます。定足数に達しております。よって、第 5 1 3 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

なお、本日の会議に松岡議員から欠席届が出ておりますので、報告をしておきます。

総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから第 5 1 3 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名いたします。

5 番、吉高平記議員
1 2 番、富田昭市議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る 2 月 2 6 日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から 3 月 2 5 日までの 2 2 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 2 5 日までの 2 2 日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議長 日程第3は、諸報告であります。
- 12月15日の第512回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告をさせます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。
- 報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
- 12月25日、第1委員会室において上下水道審議会が開催され、議長、総務文教常任委員長及び民生まちづくり常任委員長が出席しました。
- 2月16日、姫路文学館において、中播磨地域づくり懇話会が開催され、議長が出席し、意見を述べてまいりました。
- 2月25日、岩手県遠野市において遠野物語ファンタジーが開催され、議長が出席しました。
- そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
- 以上です。
- 議長 以上で、議会活動報告を終わります。
- また、例月出納検査の報告書、陳情書及び一般質問答弁におけるその後の経過報告書が議長宛てに提出されております。その写しを配付しております。
- 次は、議案の上程及び議案説明であります。
- これより、報告第1号 令和5年度兵庫県町土地開発公社事業報告についてから議案第32号 教育長の任命についてまでの33件を議題といたします。
- これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。
- 町長 皆様おはようございます。第513回福崎町議会定例会を招集しましたところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
- 明日からは啓蟄で、春の到来を実感する季節になりますが、今年の冬も総じて暖かく過ごしやすかったように思います。けれども、西播磨地域や但馬地域で冬の産業としてスキー場を経営されている方々にとっては、暖かい冬は死活問題となり、お困りであったのではないかと思います。兵庫県もスキー場支援対策の補正予算を計上されていますが、今後も気候変動の影響で暖冬が増えることが予想されますので、心配が尽きないところでございます。
- 今年は、新年早々に石川県能登地方で最大震度7の地震が起こり、甚大な被害が発生しました。家屋の倒壊や道路、上下水道、電気などインフラの損壊、土砂崩れ、津波、火災などが発生し、地震の怖さをまざまざと見せつけられています。被災された皆様方には心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の皆様の安全・安心と、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。
- 現在、全国から支援の手が差し伸べられています。兵庫県はカウンターパートとして石川県珠洲市を応援しています。本町としましても、避難所運営支援として1月下旬から2月初めにかけて職員2名を派遣しました。また、水道事業に関しては別の支援スキームがあり、2月下旬に石川県穴水町へ給水車とともに職員3名を派遣し、支援を行ったところです。これから長期にわたる支援になりますが、被災された方々に寄り添った支援活動を行っていきたいと考えています。
- 世界に目を向けてみますと、ロシアのウクライナ侵攻が一進一退の状況になっています。西側諸国がロシアに対して制裁を加えていることから原油価格や穀物価格が高騰しており、この状況はまだまだ続きそうです。アメリカ議会では、ウクライナ支援の軍事予算が承認されず、自由主義、民主主義のリーダーであるア

アメリカの内向き傾向がますます強くなっているように感じます。また、イスラエルと武装組織ハマスの紛争も収まりそうにありません。このような戦争や紛争は国民が望んだものだったのでしょうか。私にはそのようには思えません。そして、一番の被害者はいつも一般の人々です。世界の指導者は、今こそ知恵を出して、一日も早くこれら戦争、紛争の終結を図っていただきたいと思います。

さて、今定例会には、2か年をかけて検討してきた第6次総合計画の案を提案いたします。全世帯アンケート、住民公募のまちづくり委員会、町職員によるワーキンググループ、策定委員会、そして、4名の議員にも参画いただいた総合計画審議会でも意見や提案をいただきました。その計画案についてパブリックコメントも実施し、審議会の答申を得たものです。

町の将来像である「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち ～住んで 学んで 働いて 未来につながる福崎～」は継続します。今後の10年間で、この将来像を体現できるまちづくりを進めていきます。

令和6年度の予算は、その総合計画を進めるための予算としています。主な事業を申し上げます。

1点目は「子育て支援と教育環境の充実」です。中学校までの給食費の無償化を6か月間継続します。また、給食材料費の高騰分の町費負担を継続します。出産間もない時期の産婦の健康診査費を助成します。辻川山公園に複合遊具を設置します。小・中学校の特別教室に、空調設備の整備と照明のLED化を実施します。

2点目は「災害のない安全・安心のまちづくり」です。

公共下水道事業として、川すそ雨水幹線工事と直谷第2雨水幹線工事を計画的に進めます。直谷第2雨水幹線工事は令和6年度で完了の予定です。緊急浚渫推進事業により、大内川の土砂撤去や伐木を実施します。

3点目は「JR福崎駅へのアクセス道路の強化」です。福崎駅田原線及び千束新町線の道路新設改良事業を着実に進めます。

4点目は「都市計画の規制緩和」です。

令和5年度から特別指定区域の見直しを進めています。令和6年度は、町域全体を空家等活用促進特別区域として指定したいと考えています。この指定を受けますと、市街化調整区域となる前に建築された住宅の除去後の敷地における住宅の新築や、築10年以上経過した空き家からカフェ・ホテル等への用途変更がしやすくなります。

5点目は「広域行政に関する事業」です。

中播北部行政事務組合では、次期ごみ処理施設の造成工事を進めています。並行して、令和6年度ではごみ処理施設の施工業者を選定し、実施設計を進めます。また、中播消防署の本署及び北部出張所の建て替えに関しては、用地取得や設計業務に取り組みます。

これら事業に要する令和6年度一般会計の総額は99億3,300万円で、対前年度比13億300万円、率にして15.1%の増となりました。特別会計を合わせた総額は、対前年度比17億3,471万5,000円。率にして11.3%の増となる170億4,534万5,000円としました。

各課が取り組む主な事業は、次のとおりです。

総務課です。令和5年度から職員の定年の段階的引上げと役職定年制を施行、また、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給し、適正な人事管理と運営を行います。

福崎町コミュニティセンター「サルビア会館」は建設から46年が経過し、空

調設備が劣化しているため更新し、町民の利便性向上を図ります。

岩手県遠野市と福崎町は、平成26年8月23日に友好都市共同宣言に調印しました。令和6年は10周年となるため、児童交流の遠野市訪問において10周年記念行事、遠野市産業まつりではガジロウの遠野市初訪問、福崎秋祭りでは、遠野市の民俗芸能披露等により10周年を祝います。

企画財政課です。電子入札制度を導入するとともに、自治体情報システム標準化事業に取り組みます。また、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）を策定します。

今後、広域行政による施設整備に伴い多額の財政負担が見込まれるため、持続可能な財政運営に向けて、行政改革に取り組みます。

税務課では、貴重な自主財源である町税において、税目ごとの課税客体の的確な把握と課税に努めます。併せて、国税徴収法、地方税法、町税条例及び債権管理条例などの規定に基づき、適正な滞納整理、債権管理を行うことにより、徴収率の一層の向上を目指します。

地域振興課では1年を通して各種イベントを開催し、地域を元気に盛り上げます。

春の民俗辻広場まつりは、観桜会をあわせて開催します。夏まつりは花火、総おどりや夜店の出店、秋まつりは文化講演会と商工会によるステージ発表会などを行います。冬は、好評だったF u k uランタン事業を実施します。また、反響が大きかった手話ダンス甲子園を引き続き開催し、共生のまちづくりを進めます。

ふるさと応援寄附金事業では、寄附額の増額を図るためプロジェクトチームを立ち上げ、さらなる自主財源の確保に努めます。

商工業振興では、円安に加えてエネルギー・原材料価格の高騰や労働者不足の中で、D X、インボイス制度の導入などの課題があり、地域の中小・小規模事業者にとって厳しい状況が続いていますので、福崎町商工会と連携して支援に努めます。

西部工業団地については、拡張構想に基づく事業手法の検討を進め、方向性を示していきます。

観光振興では、駅前・辻川観光交流センターを拠点として、辻川山公園の河童・天狗、妖怪ベンチを活用したにぎわいづくりに努めます。また、新しい観光アプリの導入や体験型観光コンテンツの開発など、観光客受入れのための環境整備を図ります。また、22基目の妖怪ベンチ「砂かけ婆」と劣化が進んだ池の中のガジロウを更新するため、3号機を製作します。

住民生活課です。町民が安全で安心して暮らせるように、福崎警察署の協力を得ながら福崎町防犯指導委員会と連携を図り、防犯活動に取り組みます。通学路の安全確保や防犯対策のため、防犯カメラを計画的に設置します。また、特殊詐欺被害対策として、65歳以上の高齢者を対象に自動録音電話機の設置補助を行います。

交通安全対策では、通学路のカラー塗装など通学路危険箇所の改善に努めるとともに、標識や啓発看板及び凍結防止ミラー等を計画的に設置します。

窓口では、戸籍法の改正に伴い、戸籍及び戸籍附票に振り仮名をつけるため、戸籍システムの改修を行います。児童手当は、10月から予定されている所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間延長などに対応します。

環境衛生について、くれさかクリーンセンターは積み替え運搬による姫路市へのごみ焼却委託を継続しながら、事務組合の在り方について姫路市と協議を進めます。

消防では、福崎町消防団あり方検討委員会を引き続き開催し、団員定数など、消防団組織についての検討を行います。

福祉課です。福祉サービスや相談支援について、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児童福祉計画に基づいて事業を進めます。特に、手話を言語として使用されている方への町民の理解の促進、共生社会の実現のため、「手話言語条例」の制定に取り組みます。また、基幹相談支援センター事業では、引き続き、生きづらさを抱えひきこもり状態にある人の支援として、大人の居場所づくり事業に取り組みます。

高齢者福祉事業では、高齢難聴者のフレイル予防及び社会参加の促進のため、補聴器購入費の一部助成を実施します。

巡回バス事業では、現行の運行体制を維持しつつ、さらなる利用の向上に努めます。介護保険事業では、高齢者を取り巻く環境の変化による課題に対応するとともに、第9期ゴールドサルビアプランに基づき事業を進めます。

ほけん年金課です。保健センター内にこども家庭センター（ふくさきっこステーション）を設置し、全ての妊産婦、子どもとその家庭に対して切れ目のない相談・支援を行っていきます。

予防接種事業では、新たに50歳以上の方を対象に带状疱疹予防接種費用の助成を行います。

町ぐるみ検診の受診率向上と若い世代の健康意識の向上のため、引き続き、国民健康保険の被保険者及び39歳以下の特定健診・基本健診の負担金を無料とします。特定健診未受診者対策として未受診者のデータを分析し、対象者の健康意識等に合わせた勧奨メッセージを送り、受診を促す事業を新たに実施します。

農林振興課です。地域における「めざすべき将来の農地利用の姿を明確化する」地域計画の策定を、令和5年度に引き続き進めます。

農業構造改善施設運営事業では、稼働率が低く、維持管理費用のかさむ春日山キャンプ場のバンガロー3棟を解体します。

森林環境譲与税基金活用事業では、森林の公益的機能の保全や林業振興を目的に、町内民有林において間伐等の森林整備を行う者に対して補助金を交付します。

農地基盤整備では、高岡福田ほ場整備事業を推進するとともに、山崎地区ほ場整備事業の実施設計に着手します。

ため池整備事業では、（板坂）三谷池については工事完了を目指すとともに、（南大貫）宮の池の改修工事に着手します。

国土調査では、山林の地籍調査を引き続き推進します。

まちづくり課です。道路整備事業では、通学路の安全対策として町道大貫山田線の道路改良事業を引き続き推進します。併せて、各集落内の道路改修や通行に支障を来す危険箇所の解消を進めます。また、舗装長寿命化計画を更新するため、1、2級の主要な町道において、路面性状調査を実施します。

河川整備事業では、河川美化事業として、県河川である市川、七種川の草刈り等を実施します。また、直谷川では漏水対策工事を実施します。

都市計画・まちづくり事業では、令和7年度に予定している「福崎町都市計画マスタープラン」の改定に合わせ、土地利用基本計画や特別指定区域などの見直しを行い、地域の実情に合った区域指定に向け、引き続き取り組んでいきます。

空き家対策では、令和5年度に策定した空き家等対策計画に基づき、総合的かつ計画的に空き家対策を実施します。令和6年度から、空き家活用支援事業補助及び特定空き家等除去事業補助を実施します。

上下水道課です。水道事業では、八反田水管橋の耐震補強工事を実施します。

工事期間は、令和８年度までの３か年を予定しています。また、三ノ宮配水池送配水管更新工事は、第二工区に進みます。

下水道事業の汚水整備では、令和６年度から農業集落排水の公共下水道への統合を進め、田口・板坂地区の設計に着手します。また、管理部門では、下水道使用料などの適正な水準について、上下水道事業審議会で審議いただきます。

学校教育課です。公立幼稚園では、令和５年度に導入した保育業務支援システムを活用し、保育教諭の業務負担軽減と保護者の利便性の向上に努めます。

中学校の休日部活動の地域移行に対して、各種スポーツ団体等と連携協議しながら取り組みます。ＧＩＧＡスクール構想で整備したデジタル端末や授業支援ソフトを有効に活用するとともに、教育委員会系サーバやソフトウェアを更新し、新しい時代の学校教育を推進します。また、教育の「不易と流行」において、「不易」にも重点を置きます。

小・中学校に不登校指導員を増員するなど、増加する不登校児童生徒への対策を強化します。引き続き、学校教育指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーによる福祉の視点でのサポートにより、教育課題の解決に取り組みます。

社会教育課です。第４５回山桃忌は「柳田國男の旅」をテーマに、講演会やシンポジウムの開催、また、「沖縄エイサーと沖縄芝居」の披露により「柳田國男生誕の地 福崎町」を発信します。柳田國男・松岡家記念館では、山桃忌のテーマに沿った企画展を開催します。文化財保存活用地域計画に基づき、歴史文化を保存・継承するための取組を推進します。

埋蔵文化財事業では、昨年度に引き続き、高岡福田地区ほ場整備事業に係る本調査に取り組みます。

図書館では、「福崎町子どもの読書活動推進計画（第２次）」に基づき、各種事業に取り組みます。また、図書館応援隊の活動を支援し、図書館を基点としたコミュニティ活動の活性化を図ります。

エルデホールでは、自主公演の企画、運営により、地域の身近な文化振興・芸術創造の機会を提供します。

体育館では、各種スポーツ大会や健康教室を開催し、健康維持・増進やコミュニケーション活動の機会づくりに取り組みます。

さて、今議会に提出します議案等につきましては、報告１件、議案３２件の計３３件です。

報告第１号 令和５年度兵庫県町土地開発公社事業報告については、県内の１２町で構成する「兵庫県町土地開発公社」の令和５年度事業などについて報告するものです。

議案第１号は、低所得世帯・低所得子育て世帯支援臨時給付金に係る補正予算で、議会を開く時間がなく、専決処分させていただきましたが、その承認を求めるものです。

議案第２号は、兵庫県市町村職員退職手当組合の規約変更を構成団体と協議することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第３号、議案第７号、議案第９号及び議案第１１号は、いずれも上位法令の改正などに伴うものです。「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、「町営住宅の設置及び管理に関する条例」及び「消防団員等公務災害補償条例」で、それぞれ一部改正することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第４号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、育児又は介護を行う職員の早出・遅出勤務について、職員の仕事と子育ての両立の支援を図るため対象を拡大することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第５号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、地方自治法等の改正に伴う会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、議会の議決を求めるものです。議案第５号に伴い、議案第６号として「福崎町職員の育児休業等に関する条例」も文言修正の一部改正を行います。

議案第８号 福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、物価高騰等の影響に伴い、仮設便所に係るし尿処理手数料を引き上げることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第１０号 福崎町消防団条例の一部を改正する条例は、機能別団員の定員を増やすことについて、議会の議決を求めるものです。

議案第１２号 福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、第１及び第２老人デイサービスセンターの運営時間の變更に合わせ、閉館時間を午後５時１５分までとすることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第１３号 福崎町高齢者住宅整備資金貸付けに関する条例を廃止する条例は、条例に基づく貸付が３０年以上ないため、条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第１４号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険事業計画の見直し及び介護保険法施行令の改正に基づく条例の一部改正について、議会の議決を求めるものです。

議案第１５号 福崎町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、テントサイトデッキの設置に伴う使用料の改正について、議会の議決を求めるものです。

議案第１６号 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、上位法令の改正に伴う所要の整備及び水道料金体系の改正について、議会の議決を求めるものです。

議案第１７号 福崎町下水道事業基金条例を廃止する条例は、福崎町下水道事業基金残高が無くなるため、条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第１８号は、福崎町第６次総合計画基本構想及び基本計画の策定にあたり、福崎町自治基本条例及び福崎町議会基本条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第１９号は、第９期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたり、福崎町議会基本条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第２０号 令和５年度福崎町一般会計補正予算（第８号）から議案第２４号 令和５年度福崎町下水道事業会計補正予算（第３号）までは、令和５年度の各会計の補正予算について、議会の議決を求めるものです。

議案第２５号 令和６年度福崎町一般会計予算から議案第３１号 令和６年度福崎町下水道事業会計予算までは、令和６年度の当初予算について、議会の議決を求めるものです。

議案第３２号 教育長の任命については、現教育長、高橋渉氏の任期が令和６年３月３１日で満了するため、更に同氏を任命することについて、議会の同意を求めるものです。

主な事業については、予算に関する概要書に主要事業として、新設、行革など

を明示しながら一覧表としていきますので、ご覧ください。

以上、報告が1件、議案は規約変更が1件、条例改正が13件、条例廃止が2件、計画策定が2件、予算は補正予算、当初予算合わせて13件、人事案件が1件の計32件、合計33件となっています。

詳細説明は、公営企業管理者ほか、担当課長等が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご了承ください。

日程第4 報告第1号 令和5年度兵庫県町土地開発公社事業報告について

日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度福崎町一般会計補正予算（第7号））

議 長 日程第4、報告第1号 令和5年度兵庫県町土地開発公社事業報告について及び日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度福崎町一般会計補正予算（第7号））についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第1号について、ご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の12町が出資しております地方自治法第221条第3項に該当する法人であります。この法人が令和6年2月2日をもって解散し、事業年度が終了いたしましたので、令和5年度事業報告及び計算書類を作成し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その報告をさせていただきます。

それでは、報告書の1ページ、2ページをお開き願います。

まず、1ページの令和5年度における事業概要であります。設立団体からの委託によります公有地取得事業における新たな土地の取得はありませんでした。また、土地の処分については、令和元年度中に全ての土地の処分が完了しております。内容は2ページになりますが、資料がなかったため空欄となっております。

次は、3ページをお開きください。

財務の状況を説明させていただきます。まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出における収入は、1款事業収益はございませんでした。2款事業外収益は、1項受取利息、1節基本財産利息は12町からの出資金1,800万円の利息で178円、2節預金利息は、それ以外の預金利息で164円の合計342円、2項雑収益、1節雑収入は、兵庫県市町土地開発公社連絡協議会解散による配分金3万7,468円でありまして、収益的収入合計は3万7,810円であります。

4ページをお開きください。

支出であります。金融機関への償還等に係る1款事業原価はございませんでした。2款販売費及び一般管理費は、1節旅費から8節雑費までの合計22万1,547円で、収益的支出合計は22万1,547円となりました。この結果、当期純利益は18万3,737円の赤字となりました。

5ページに移りまして、資本的収入及び支出についてですが、土地の取得及び処分がなかったため、収入・支出ともございません。

6 ページをご覧ください。

上段の表、借入金の概要ですが、期末残高はございません。

次に中段の表、監査の実施状況であります。令和 4 年度の決算監査は令和 5 年 5 月 15 日に行っております。下段の表、理事会の概要は記載のとおりとなっております。

次に、11 ページをお開きください。

ここからは、令和 5 年度の計算書類を示しております。こちらは損益計算書で最下段のところになりますが、前年度繰越金準備金から令和 5 年度の損失額 18 万 3,737 円を差し引いた令和 5 年度末の未処分利益剰余金は、1,893 万 3,489 円となっております。12 ページは貸借対照表で負債はなく、当期の未処分利益剰余金 1,893 万 3,489 円に 12 町出資による基本財産 1,800 万円を加えた資本合計は、3,693 万 3,489 円となっております。

13 ページはキャッシュフロー計算書、14 ページは財産目録をお示ししております。15 ページ、16 ページは、それぞれ附属明細書を示しております。17 ページは令和 5 年度の監査報告でありまして、令和 6 年 2 月 15 日に 2 名の監事に監査を受けております。

兵庫県町土地開発公社は、令和 6 年 2 月 2 日に兵庫県知事より解散認可が下り、この日をもって解散となり、今後、残余財産の清算を行い、令和 6 年 6 月に構成町に配分し、生産終了となる予定です。なお、福崎町への残余財産配分額は 327 万 5,093 円の予定となっております。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、議案第 1 号について、ご説明申し上げます。

令和 5 年度福崎町一般会計補正予算（第 7 号）を 1 月 26 日付で地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりその内容を報告し、議会の承認を求めるものであります。この補正予算は、国が令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定した「低所得者支援及び定額減税補足給付金制度」による令和 5 年度給付金を予算化するもので、令和 6 年 2 月から 3 月をめどに給付を開始する必要がある、議会を開く時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

令和 5 年度福崎町一般会計補正予算（第 7 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,370 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 90 億 9,760 万円とするものであります。

「第 1 表、歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書、歳出の 3 ページ、4 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費です。10 節需要費の諸用紙印刷代 30 万円は、給付金の確認書、郵送用封筒の印刷代です。11 節役務費 40 万円は、確認書送付・返信の郵便料及び給付金の振込手数料です。13 節使用料、給付金給付システム利用料 300 万円は、該当者抽出・確認書作成・給付事務等のシステムの利用料で概算計上しておりましたが、システム会社からの見積りでは 450 万円となり、3 月補正で 150 万円増額いたします。18 節給付金「低所得世帯・低所得子育て世帯支援臨時給付金事業」7,000 万円につきましては、議案第 1 号資料をお開きください。

事業名は「低所得世帯・低所得の子育て世帯支援臨時給付金事業」で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯及び低所得の子育て世帯に対し給付金を給付するもので、給付対象者は、基準日（令和 5 年 1

2月1日)において福崎町の住民基本台帳に記録されている者で、①令和5年度住民税均等割非課税世帯以外の世帯で、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(均等割のみ課税世帯)の世帯主に対し、1世帯あたり10万円を給付。②令和5年度住民税均等割非課税世帯及び①の均等割のみ課税世帯に世帯員である18歳以下の児童がいる場合、1人あたり5万円を加算して給付するものです。給付金の給付方法は、対象世帯の世帯主に「給付同意・振込口座確認書」を送付し、返送のあった者に給付します。申請期限につきましては、令和6年5月31日としております。

給付金は、均等割のみ課税世帯500世帯掛ける10万円で5,000万円、プラス子ども加算400人掛ける5万円の2,000万円の合計7,000万円となっております。財源は国庫補助金の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を10分の10充当しております。給付までのスケジュールは、確認書発送が2月下旬、振込開始が3月中旬の予定としておりましたが、システム導入の遅れにより、確認書発送が3月の下旬、振込開始が4月中旬以降の予定となっております。

歳入につきましては、事項別明細書に戻っていただきまして、1、2ページになります。

先ほど説明いたしました「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の給付金、定額減税分を事業費と同額の7,370万円としております。

以上、令和5年度一般会計補正予算(第7号)の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

日程第 6	議案第 2 号	兵庫県市町村職員退職手当組合の組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
日程第 7	議案第 3 号	福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 5 号	福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 6 号	福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 7 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議 長 次、日程第6、議案第2号 兵庫県市町村職員退職手当組合の組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてから、日程第11、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてまでの6件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第2号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について、説明いたします。

議案になりますが、二つの内容がございます。まず、丹波少年自然の家、こちらは昭和53年に阪神地域と丹波地域の当時6市11町により設置された施設で、小学校5年生の自然学校等で利用されてきました。46年を経過し、施設の老朽化等から、今年度末をもって丹波少年自然の家事務組合を解散されることから、

兵庫県市町村職員退職手当組合を脱退するものです。

次に、識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期について、これまで3年と規定していましたが、制度改正等により退職手当等の事務も複雑化する中で、監査業務を継続的かつ安定的に行うため、4年に改正するものです。これらにつきまして、地方自治法第286条第1項に基づき、関係する地方公共団体に協議するもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案第2号、説明資料をご覧ください。

新旧対照表です。監査委員の規定が第11条で第3項です。右側の旧の下線部分、任期を3年と定めているところを、左側の新では4年に改正しようとするものです。また、その下の別表、第1号表では、右側の旧で下線を引いている丹波少年自然の家事務組合が、左側の新では削除されているものです。この規約の改正は、令和6年4月1日から施行します。

議案第2号の説明は以上です。

続きまして、議案第3号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案第3号資料により説明させていただきます。1ページ右側です。

改正の概要です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号利用法」という）については、デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードの国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「番号利用法等改正法」という）により、番号利用法別表第2の廃止等がなされるため、従前の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定を、同法による改正を踏まえたものにする必要がございます。

改正内容です。番号利用法別表第2が削除され、それに伴い、別表第1が別表となります。また、これに伴い、情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の照会・提供を行う事務及び特定個人情報のことを、それぞれ「特定個人番号利用事務」、「利用特定個人情報」という用語で表記するように改正されたため、これらに関連する箇所を改正いたします。

施行期日ですが、番号利用法等改正法の施行の日、これは令和6年の5月末頃が予定されておりますが、その日から施行いたします。

資料2ページは新旧対照表です。

議案第3号の説明は以上です。

次に、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案第4号資料により説明させていただきます。1ページです。

現状です。本条例に規定されている「育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務」は、1日の勤務時間を変えずに、始業・終業の時刻を繰り上げ、または繰り下げて勤務する制度となっています。このうち、育児のための早出・遅出勤務の制度利用要件は、職員の子が小学校就学前である場合、または、小学校就学後は放課後児童健全育成事業（いわゆる学童保育）や放課後等デイサービスなどの事業を行う施設への送迎のために必要がある場合にのみ利用できるといった限定的な制度となっているところです。

次に、改正の概要です。職員のおのの事情を考慮し、必ずしも放課後児童健全育成事業等を行う施設の利用をしない場合であっても、早出・遅出勤務制度

が利用できるようにするため、子が小学校へ就学した後の利用要件である各施設への送迎の要件を廃止し、子が中学校へ就学するまでは一律に利用できるものとします。

最後の行です。この条例は、令和6年4月1日から施行します。

資料の2ページは新旧対照表です。

議案第4号の説明は以上です。

次に、議案第5号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案第5号資料により説明させていただきます。1ページ左側です。

概要です。これまで、会計年度任用職員の勤勉手当については、フルタイム会計年度任用職員のみ地方自治法上に支給の規定がありましたが、国の事務処理マニュアルにおいて、支給しないことを基本とするよう示されていました。今般、地方自治法の改正によりパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が規定されるとともに、同マニュアルも改定されることにより、令和6年4月からフルタイム・パートタイムともに対象となる職員に勤勉手当を支給することが可能になります。このことから、本町の会計年度任用職員について、令和6年度から勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

勤勉手当の支給対象者ですが、任期の定めが6月以上、かつ通常の勤務時間の1週間あたりの平均時間が15時間30分以上の会計年度任用職員でありまして、現在の期末手当の支給対象者と同じです。

勤勉手当の支給月数ですが、6月期、12月期合わせまして2.05月分となります。右側の図は国の資料で、先ほど説明いたしました内容が図式的に表記されているものになります。

2ページから4ページは新旧対照表です。関係する文言整理を行っています。2ページの左側が新で、第3条はフルタイム会計年度任用職員に「勤勉手当」の文言を追加、パートタイム会計年度任用職員にも「勤勉手当」の文言を追加しています。3ページ左側の第12条の2第19条、4ページの左側第19条の2は、支給対象者等に係る条文となります。

施行期日は、議案3ページに記載のとおり、令和6年4月1日から施行します。

議案第5号の説明は以上です。

次に、議案第6号 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

先ほどの議案第5号におきまして、会計年度任用職員の勤勉手当の支給についてご説明いたしましたが、それに伴い、本条例の文言の修正を行うものです。

議案第6号資料により説明させていただきます。

新旧対照表です。第7条第2項です。右側の旧を見ていただきますと、「育児休業をしている職員（会計年度任用職員を除く）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する」と規定されており、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給するため、下線を削除するものです。それに伴い、会計年度任用職員の言葉の「法の規定」も抜けてしまいますので、第8条に法規定の文言を移します。

施行につきましては、議案第5号と同じく令和6年4月1日から施行します。

議案第6号の説明は以上です。

次に、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明いたします。

議案第7号資料により説明させていただきます。1ページをお願いします。

改正の概要です。地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の引用条文の条番号の整理が必要なため、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

改正内容です。「地方自治法第243条の2（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）」及び「第243条の2の2（職員の賠償責任）」がそれぞれ「第243条の2の7」及び「第243条の2の8」に条ずれしたため、これらの規定を引用している条例の該当箇所を改正いたします。

施行期日は、改正法施行日である令和6年4月1日から施行します。

資料2ページをお願いします。第1条は、福崎町監査委員に関する条例です。第7条と第9条に引用条文がございますので、改正します。第2条は、福崎町公営企業の設置等に関する条例で、この条例では、第5条を改正します。

3ページです。第3条は、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例で、この条例の第1条を改正します。

以上で、議案第2号から第7号までの説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 なお、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方自治法第243条の2第2項により、議会は本条例制定または改廃に関する議決をしようとするとき、あらかじめ監査委員の意見を聞くことになっていきますので、監査委員に意見の提出を求めます。

しばらく休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第12 議案第8号 福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第9号 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第10号 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第11号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議 長 次、日程第12、議案第8号 福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第11号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第8号 福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案資料の1ページをご覧ください。

し尿くみ取り業務において、仮設便所のくみ取りにつきましては、通常の計画収集と違い戸別収集での対応となるため、平成29年10月から、通常収集とは別に、仮設便所に係るし尿処理手数料を設けておりました。その後、消費税の引

上げや近年の人件費の上昇、燃料費を中心とした物価の高騰などにより収集経費も増大していることから、このたび、仮設便所に係る処理手数料を改正することとしました。

仮設便所の処理手数料については、現在、中間くみ取り 1 基につき 2, 0 0 0 円、最終くみ取り 1 基につき 3, 0 0 0 円としておりますが、中間くみ取り、最終くみ取りといった区分をなくし、1 基あたりの手数料として、1 基目は 5, 5 0 0 円、複数基のくみ取りとなる場合は、2 基目以降を 1 基 3, 5 0 0 円とするものです。また、文言修正も併せて行います。

この改正は、周知期間を踏まえ、令和 6 年 7 月 1 日から施行します。

議案資料 2 ページに新旧対照表を示しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 9 号 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案資料の 1 ページをご覧ください。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 1 9 日に公布され、一部の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。この法律改正により、保護命令として接近禁止命令と退去命令が一つの条項に規定されていましたが、二つに分かれて規定されました。本条例につきましては、この法の条項を引用していることから、所要の改正を行うものです。

改正内容は、法の保護命令に関する規定が二つに分かれたため、条例で引用する条番号を追加します。また、法律の題名や管理戸数等について、あわせて改正をいたします。

法の一部改正に伴う条例改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、その他の条例改正は、公布の日から施行いたします。

議案資料 2 ページ、3 ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 9 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 0 号 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案資料の 1 ページをご覧ください。

福崎町では、平日昼間の火災発生時における初期消火の体制を強化し、地域防災力の充実を図るため、平成 3 0 年に機能別消防団員制度を導入しました。その機能別団員数は、制度導入当初 1 1 名でしたが、現在は条例定数と同じ 3 0 名となっております。今後、基本団員退団後、機能別団員に入団希望の団員もあることから、機能別消防団員の定数を増員することとしました。改正内容は、特定の任務に限り従事する消防団員、機能別団員の定数を 3 0 人から 5 0 人に改正するものです。

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

議案資料 2 ページに新旧対照表を示しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 1 0 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 1 号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案資料の 1 ページをご覧ください。

一般職の職員の給与に関する法律が令和 5 年 1 1 月に改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等

及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の改正がなされたため、この政令に基づき制定している福崎町消防団員等公務災害補償条例について、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、１は、非常勤消防団員等の損害補償の補償基礎額を表のとおり改めます。また、２は、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を８，９００円から９，１００円に改めます。

この条例は令和６年４月１日から施行し、改正後の規定は、令和６年４月１日以降に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る傷病補償年金等について適用いたします。

議案資料２ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第１１号の説明を終わります。

４議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

日程第１６ 議案第１２号 福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１７ 議案第１３号 福崎町高齢者住宅整備資金貸付けに関する条例を廃止する条例について

日程第１８ 議案第１４号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第１６、議案第１２号 福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第１８、議案第１４号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの３件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

福 祉 課 長 議案第１２号 福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案説明資料、１ページをご覧ください。

福崎町老人デイサービスセンターは、令和３年４月より５年間、福崎町社会福祉協議会が指定管理者の指定を受け運営している施設です。福崎町社会福祉協議会より、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定に係る協定書第８条第２項の規定により、施設の開館時間の変更の申出があったため、本条例に規定する開館時間を変更するものです。

現在の開館時間「午前８時から午後５時４５分」を３０分短縮し、「午前８時から午後５時１５分」とします。改正する理由は、福崎町社会福祉協議会が施設の運営を行う中で、老人デイサービスセンターの利用者の来所時間を早める調整を行うことによって、午前８時から午後５時１５分までの営業時間で送迎などを終えることができているためです。

この条例は公布の日から施行します。

以上、議案第１２号 福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１３号 福崎町住宅整備資金貸付けに関する条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

議案説明資料１ページをご覧ください。

本条例は昭和４８年に制定されている条例であって、内容は、高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の専用居室等を増改築する際に必要となる費用について、福崎町が資金の一部について貸付けを行う事業です。しかしながら、平成３年度

を最後に事業を実施されていることがなく、また、現在においては、介護保険制度により要介護（要支援）認定者の住宅改修については保険給付の対象となること、また、同様の住宅改修に対する助成事業「福崎町人生いきいき住宅助成事業」を利用することにより、先ほど申し上げました介護保険制度から支給される部分を超える費用に対しても助成する制度があり、多くの対象者がそれらを利用しております。

以上の理由により、本条例については、一定の役割を終えたと考えて、今回廃止をするものです。

この条例は、公布の日から施行します。

以上、議案第13号 福崎町高齢者住宅整備資金貸付けに関する条例を廃止する条例についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第14号資料、1ページをご覧ください。

今回の改正は、3年ごとの介護保険事業計画の見直しとともに、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正が行われたことにより、福崎町介護保険条例の一部を改正するもので、条例改正の内容は、第9期介護保険事業計画期間における保険料に関する改正です。

資料2ページをご覧ください。

右上の表は、第9期事業計画期間中の人口、被保険者数、認定者数の推計です。第1号被保険者の保険料を負担する65歳以上の第1号被保険者数は、令和6年度5,501人、令和7年度5,515人、令和8年度5,505人と推計しています。

その下の表は、第9期の介護保険総事業費見込額で、令和6年度から令和8年度までのそれぞれの年度ごとの給付費等の推計です。保険給付費は、厚生労働省の指示で、第8期の実績と伸び率を用いた「見える化システム」を使用し、3年間の要介護認定者数の増加や制度改正等を勘案し、算定いたしました。令和6年度は対前年度比105.4%、令和7年度は102.4%、令和8年度は102.0%を見込み、3年間の給付費総額は51億1,763万1,000円、下の表、地域支援事業費は3億694万円を見込みました。

次に、左の表は保険料収納必要額の算定です。先ほどの表の⑤の標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に負担率23%を乗じ、調整交付金の5%との差額を加え、保険料軽減のため財政調整基金4,000万円を繰り入れた金額が保険料収納必要額となり、12億8,625万4,992円となります。この保険料収納必要額を被保険者数と収納率で割った額が6,260円で、月額保険料の基準額を6,260円としました。

12月の全員協議会で、月額基準額6,260円での説明をさせていただきました。その後介護報酬改定の発表があり、再度試算をいたしましたが、変更なく6,260円としております。第8期の金額6,160円と比較して、100円の増額、1.6%増となりました。

次に、資料3ページをご覧ください。

右側の改正後の表が、令和6年度からの第9期の所得段階別の保険料でございます。第5段階が基準額で月額6,260円、年額7万5,100円となり、第8期と比較し1.6%増、年間では1,200円の増となります。保険料の所得段階における改正は、国の審議会「今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再配分機能を強化することで低所得者の保険料の上昇を抑制す

る」と決定した方針に従い、国の定める標準の所得段階の１３段階としました。

第８期と比較して、第１段階の基準額に対する割合を軽減前０．５０から０．４５５（軽減後０．３０から０．２８５）に、同じく第２段階は、軽減前０．６５から０．６８５（軽減後０．５０から０．４８５）に、同じく第３段階は、軽減前０．７５から０．６９０（軽減後０．７０から０．６８５）に、それぞれ公費負担分も含め、改正されました。

第４段階は、基準額に対する割合は０．８３から０．９０に、第５段階と第６段階は変更なく、第７段階は基準額に対する割合は１．２５から１．３０に、同じく第８段階は１．４５から１．５０に、第９段階は合計所得金額が４００万円未満から４２０万円未満に、基準額に対する割合が１．５０から１．７０に、第１０段階は、合計所得金額が４００万円以上が５２０万円未満に、基準額に対する割合は１．７０から１．９０に改正されました。そして、新たに多段階化として、１１段階から１３段階までを新設いたしました。１１段階は合計所得金額が６２０万円未満、基準額に対する割合２．１０、第１２段階は合計所得金額が７２０万円未満、基準額に対する割合２．３０、第１３段階は合計所得金額が７２０万円以上、基準額に対する割合２．４０です。

それでは、条例の改正についてご説明いたします。

資料４ページをご覧ください。

第２条第１項第１号から第１３号は、年額の保険料を第１段階から第１３段階として、それぞれ変更するものです。第２号から次の５ページの第４号までは、第１段階から第３段階の基準額に対する割合を公費負担により軽減するものです。

附則として、この条例は令和６年４月１日から施行します。

経過措置として、改正後の第２条の規定は、令和６年度以降の年度分から適用し、令和５年度以前の保険料については、なお従前の例によることを規定しています。

以上で、議案第１４号の説明を終わります。

３議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いをいたします。

日程第１９ 議案第１５号 福崎町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第１９、議案第１５号 福崎町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 議案第１５号 福崎町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、春日山キャンプ場の既設バンガロー７号棟を解体撤去し、新たに設置する施設、テントサイトデッキ及びその附属設備ＡＣ電源の使用料を定めようとするものであります。テントサイトデッキにつきましては、福崎町青少年野外活動センターのテントサイト使用料に合わせ、１泊、日帰りとも１，１００円、ＡＣ電源につきましては、１泊、日帰りとも５５０円と新たに定め、別表に追加しております。あわせて、簡単な字句の改正も同時に行います。

この改正は、令和６年４月１日から施行します。

議案第１５号資料に新旧対照表を示しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第 20 議案第 16 号 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 21 議案第 17 号 福崎町下水道事業基金条例を廃止する条例について

議長 日程第 20、議案第 16 号 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について及び日程第 21、議案第 17 号 福崎町下水道事業基金条例を廃止する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業管理者 議案第 16 号 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第 16 号資料 1 ページをご覧ください。

まず、改正の経緯ですが、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が制定されたことに伴い、本条例の文言整理が必要となりました。また、水道料金体系について、現在採用している用途別料金体系は、使用用途について客観的で公平な判断をするのが難しいという問題があり、福崎町上下水道事業審議会において、適正な料金体系について、審議を重ねていただきました。

次に、改正内容としまして、1 点目は、水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴う文言整理です。2 点目は、水道料金体系について、使用用途に応じて料金が異なる用途別料金体系から、水道メーターの口径により料金が異なる口径別料金体系に移行します。3 点目は、水道法施行令中の規定が繰り下げられたことに伴う改正です。

議案資料 6 ページをご覧ください。

上下水道事業審議会の答申書となります。簡潔に内容をご説明申し上げます。

令和 5 年度に 3 回の上下水道事業審議会を開催し、諮問しておりました水道料金体系の改定について、答申をいただきました。「はじめに」では、本町の採用しています「用途別水道料金体系」について、現在抱えている課題が整理され、今回の諮問に至った経緯などがまとめられています。

次に「答申内容」です。(1) は料金体系です。6 ページ左側下段から右側にかけて、先ほどの「用途別水道料金体系」から「口径別水道料金体系」への移行が望ましい旨が記載されています。この「口径別水道料金体系」とは、水道メーターの大きさによって料金に差をつける体系で、兵庫県ではほとんどの事業体がこの体系を採用しております。ただし、今回の移行の前提条件として、改定後の本町全体の給水収益に影響を与えないようにすること、また、一般家庭に増加負担が極力生じないよう努めることなども明記されています。

次に、(2) は料金表となります。現在の料金単価を採用し、使用者の負担増加を最大限抑える料金が検討され、7 ページの料金表で具体的に示されています。この料金単価の根拠として、一般家庭での使用は、メーターの口径が 13 ミリから 25 ミリまでにはほぼ集約されていることから、資料 7 ページの上段の表、基本料金は、口径 13 ミリから 25 ミリに現行の家庭用の基本料金を当てはめています。基本水量については、2 か月で 20 立方メートルまでの区分は変わらず、金額は 1,760 円です。また、口径 30 ミリ以上は主に営業用として使用されていますので、ここに現行の営業用の基本料金を当てはめ、2,000 円といたしました。

次に、下段の表は基本水量を超えた場合の超過料金についてですが、過去の使用状況を調べた結果、一般家庭での超過水量は、最も多いご家庭でも 2 か月 16

0立方メートル以内でありました。このようなことから、160立方メートルまでの各区分には現行の家庭用の単価を用い、それ以上の区分には現行の営業用の単価を用いています。そして、この単価を、コロナの影響を受けていない令和元年の使用水量に当てはめると、想定給水収益は決算値を70万円程度上回り、前提条件をクリアしております。また、ほとんどの一般家庭で料金の変更はありませんでした。

中段の(3)は改定時期です。答申では、令和6年10月1日からが適当とされております。

次の(4)は広報の在り方ですが、広報誌やホームページを活用し、分かりやすく情報発信していくことが大切である旨などが記載されております。

以上が答申の内容ですが、この内容に沿って条例の改正案をお示ししております。

資料の2ページにお戻りいただき、新旧対照表をご覧ください。

第2条の改正は、用語の定義のうち、「用途」についての説明を削除するものです。第4条の改正は、水道法の改正に伴い、権限の移管による文言整理となります。第20条第2号の改正は、用途を口径に文言修正をいたします。第25条の改正は、答申書のところでご説明申し上げました考え方に沿って、1か月単位での料金を定めています。第27条から第30条の改正は、不要な文言を削ります。第36条1項の改正は、水道法施行令の規定が繰り下げられたため、当該条文を引用している本条の規定を、施行令に合わせて改正をいたします。第36条第2項及び第39条第1号の改正は、権限の移管による文言整理です。

議案に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

施行期日と経過措置を規定しております。この条例は、周知期間やシステム改修を踏まえ、令和6年10月1日から施行いたしますが、第4条第1項並びに第36条及び第39条第1項の改正は、令和6年4月1日から施行いたします。

経過措置の説明につきましては、議案資料8ページをご覧ください。

現在、川東地区は奇数月に、川西地区は偶数月に検針を行っております。川東地区を例にとりますと、11月検針は変更日である令和6年10月1日以前の使用期間を含んでおりますので、旧の料金体系での請求となります。川西地区につきましても、同様でございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号 福崎町下水道事業基金条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

平成28年4月1日に下水道事業が地方公営企業法を全部適用したことに伴い、福崎町農業集落排水施設維持管理基金及び福崎町公共下水道事業費基金を引き継ぎ、福崎町下水道事業基金を設立いたしました。その後、当基金の「下水道事業の健全な事業の推進及び運営を図る」という設置目的に充てるため基金を取り崩してきましたが、令和5年度末で全額を取り崩すため、令和6年4月1日をもって廃止をするものです。

議案第17号資料といたしまして、公共下水道事業基金と農業集落排水事業基金の推移をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

両議案とも、よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 日程第22、議案第18号 福崎町第6次総合計画基本構想及び基本計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第18号 福崎町第6次総合計画基本構想及び基本計画の策定について、ご説明申し上げます。

福崎町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、福崎町第6次総合計画の基本構想及び基本計画を策定したいので、福崎町自治基本条例第11条第1項及び福崎町議会基本条例第22条第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

本町では昭和45年7月に第1次総合計画を策定し、現在は第5次総合計画で実現に向け施策を行ってまいりましたが、令和6年3月末で計画期間が終了するため、令和4年度から令和5年度にかけ、第6次総合計画の策定を進めてまいりました。第6次総合計画の策定にあたり、役場内ではワーキンググループ及び策定委員会で第5次後期総合基本計画の検証、また第6次総合計画（案）を検討し、その内容を総合計画審議会で審議いたしました。

また、住民公募委員で構成するまちづくり委員会を5回開催し、提言を取りまとめました。令和5年1月に住民及び小中学生にアンケート調査を、令和5年12月から令和6年1月にかけパブリックコメントを実施し、住民意見の反映に努めました。総合計画審議会は7回開催し、令和6年2月16日に答申を受けました。答申内容につきましては、議案第18号資料にお示ししておりますので、ご参照ください。

それでは、議案に沿って説明させていただきます。

福崎町第6次総合計画案、2ページをお開きください。

「基本構想」の第1章「まちの将来目標」では、（1）基本理念は、自治基本条例を踏まえた「参画と協働」により、調和のとれたまちづくりを積極的に推進していくことをまちづくりの基本理念としています。

（2）将来像は、第5次総合計画の将来像を継承・発展させていくことを目標とし、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち～住んで、学んで、働いて未来につながる福崎～」を第5次総合計画に引き続き、「まちの将来像」としてあります。

3ページから5ページが第2節「基本目標」で、先ほどの基本理念と将来像に基づき五つの基本目標を定め、まちづくりを進めていきます。基本目標の具体的な内容につきましては、基本計画のほうでご説明させていただきます。

6ページの第2章「まちづくりの指標」「第1節 将来人口」は、計画の最終年度である令和15年度の目標人口を1万8,500人と設定しております。グラフの白丸のほうが令和元年度に改定した福崎町人口ビジョンの数値で、平成27年国勢調査人口1万9,738人を用いて推計を行っており、今回の第6次総合計画の目標年次である令和15年度では1万8,817人となっておりますが、この推計を令和2年国勢調査人口1万9,377人に置き換え、同じような算出を行ったのがグラフの黒丸のほうで、令和15年度では1万8,340人という推計結果になりました。ここにまちづくりの取組を加味し、1万8,500人という目標設定といたしました。

7ページから9ページにかけましては、第2節「土地利用」を記載しております。この部分に関しましては、現計画である第5次総合計画で示した土地利用概念を踏襲した形となっておりますが、8ページの（5）商業ゾーンでは、都市計画道路福崎駅田原線の整備を見据え、商業ゾーンがJR福崎駅周辺へ拡大するこ

とを想定しております。9ページに示しております概念図につきましても、真ん中ほどにあります「商業用地の整備」というピンクの矢印を福崎駅まで伸ばしております。

10ページの第3節「施策の体系」につきましては、五つの基本目標と、それに対する基本施策を示した図表となっております。

次に、11ページからの「基本計画」は、第1章から第5章まで、五つの柱ごとにそれぞれの施策を記載しております。

それでは、各施策の内容をご説明いたします。

13ページからは、第1章「ともに進める持続可能なまちづくり」ですが、三つの施策を記載しております。

14、15ページは、施策1「多様な主体との協働の推進」です。ここでは、地域の活性化、地域コミュニティの醸成、情報公開の推進を図ることとしております。

16ページ、17ページの施策2「効率的な行財政運営の推進」では、効率的で効果的な行財政運営の推進、自治体DX・広域連携の取組や職員の人材育成に努めることとしています。

18ページ、19ページの施策3「環境保全の推進」では、環境意識の向上に努めることや、神崎郡新ごみ処理施設の供用開始と安定した管理運営を目指すこととしています。

続いて、21ページからが第2章「学びを充実し文化を育むまちづくり」ですが、ここでは八つの施策を示しております。

22、23ページの施策1「魅力ある学校づくり」では、特別支援教育の充実や不登校児童生徒への支援、GIGAスクール構想による情報教育の推進、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めることとしております。

24、25ページの施策2「地域と連携した教育」では、子どもが安全で安心して学べる環境づくりや社会全体での青少年の成長の支援、ふるさと意識の醸成の取組に努めることとしています。

26、27ページの施策3「生涯学習の推進」では、生涯を通して誰もが学習できる機会の提供、学習の成果を発表、発揮できる場の充実に努めることとしています。

28、29ページ、施策4「人権教育の推進」では、性的マイノリティなど多様性に対する理解の普及、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を図ることとしています。

30、31ページの施策5「男女共同参画社会の推進」では、女性への人権侵害の解消やワーク・ライフ・バランスの取組を推進することとしています。

32、33ページの施策6「多文化共生社会の推進」では、町内在住外国人が住みやすく、外国人観光客が訪れやすいまちづくりを推進することとしています。

34、35ページの施策7「スポーツ・レクリエーション」では、スポーツにより町民の健康増進・体力向上を図ることや、全ての町民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しめる活動を推進することとしています。

36、37ページ、施策8「芸術・文化の振興」では、町民の芸術・文化に触れる機会の創出や文化財保存活用地域計画に基づいた文化財の保存・活用に努める、偉大な先人の功績を分かりやすく発信することとしています。

続いて、39ページからが第3章「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」ですが、ここでは六つの施策を示しております。

40、41ページは施策1「子育て支援の充実」です。ここでは、妊娠期から

子育て期にかけての支援体制や地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくりの推進、多様なニーズに対応した子育てサービスの充実に努めることとしています。

42、43ページの施策2「健康づくりの推進」では、健診や健康相談の体制強化、望ましい食習慣の取組の推進、感染症予防対策を推進することとしています。

44、45ページ、施策3「保健・医療体制の充実」では、かかりつけ医の普及啓発や、ICTなどを活用した保健・医療体制の充実、医療費助成制度の充実に努めることとしています。

46、47ページ、施策4「地域福祉の充実」では、地域共生社会の実現やユニバーサル社会づくりの推進、自立支援に努めることとしています。

48、49ページの施策5「高齢者福祉の充実」では、地域包括ケアシステムの充実、良質な介護サービスの確保、社会的孤立の防止に取り組むこととしています。

50、51ページの施策6「障がい者福祉の充実」では、相談支援体制の強化や障がい福祉サービスの充実、障がい者の社会参加を促進することとしています。

続きまして、53ページからは第4章「地域の特性をいかした活力と魅力のあるまちづくり」ですが、ここでは三つの施策を示しています。

54、55ページは施策1「農林業の振興」です。ここでは、持続可能な地域農業の推進、農業用施設の長寿命化、農作業の省力化、6次産業化の支援、森林環境譲与税を活用した森林整備を図ることとしています。

56、57ページの施策2「地域経済の振興」では、地域と一体となった商工業の振興や適正な土地利用による商業施設などの誘致、工業団地の拡張・企業誘致、起業・創業の支援、就労支援に努めることとしています。

58、59ページの施策3「交流と観光の振興」では、妖怪や自然スポット、神社仏閣、伝統文化を生かした取組の推進、SNSなどを活用したまちの魅力発信、長期滞在型を目指した取組などにより、観光消費の拡大を図ることとしています。

最後に、61ページからが第5章「誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり」ですが、ここでは八つの施策を示しております。

62、63ページは施策1「適正な土地利用の推進」です。ここでは、JR福崎駅周辺とインターチェンジ周辺を結ぶアクセス機能の向上、市街化調整区域における特別指定区域制度や、地区計画を活用した柔軟な土地利用施策を検討することとしています。

64、65ページの施策2「道路整備と公共交通の充実」では、都市計画道路福崎駅田原線の整備の推進や道路インフラの計画的な維持修繕、道路施設のバリアフリー化を推進することとしています。

66、67ページの施策3「上下水道の整備」では、水道事業は安全・安心なおいしい水の安定供給、効率的な事業運営、下水道事業では、農業集落排水の公共下水道への統合の推進、持続可能な事業経営に努めることとしています。

68、69ページの施策4「良質な住宅・宅地の整備推進」では、市街化区域は良質な住宅市街地の形成、市街化調整区域は地区計画や特別指定区域制度を活用した土地利用の促進、旧耐震基準の住宅の耐震化の推進や空き家対策の推進に努めることとしています。

70、71ページの施策5「公園・緑地の整備」では、災害時の避難場所機能の充実や観光拠点、自然活用などの要素を取り入れた公園整備の検討、公共空間の緑化推進に努めることとしています。

72、73ページの施策6「消防・救急体制の充実」では、救急・救助体制の強化や姫路市中播消防署の本署・北部出張所の建て替え、火災予防を推進することとしています。

74、75ページの施策7「防災・減災体制の整備」では、関係機関と連携した応援・協力体制の強化や防災訓練の実施、河川の浚渫や雨水排水対策を推進することとしています。

76、77ページの施策8「生活安全対策の推進」では、通学路のカラー舗装・凍結防止カーブミラーの設置、防犯カメラや防犯灯の設置など防犯体制の強化、消費者保護の取組を推進することとしております。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

日程第23 議案第19号 第9期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

議長 日程第23、議案第19号 第9期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福祉課長 議案第19号 第9期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、ご説明を申し上げます。

この計画は、老人福祉法に基づき、全ての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する高齢者福祉計画と介護保険法に基づき、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる介護保険事業計画を定めるものです。計画策定にあたり、福崎町議会基本条例第22条第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

介護保険事業が平成12年に創設されて、24年が経過しました。第9期の計画は令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間を計画期間とします。この計画は、第1章「計画の概要」から第7章の「計画の推進」までの構成としています。

主なものを説明します。計画（案）の1ページをご覧ください。

第1章は、計画策定にあたっての背景や趣旨、計画について記載しております。1ページ最後の段落です。

「本町では、令和3年3月に「第8期福崎町ゴールドサルビアプラン（福崎町高齢者福祉計画・介護保険事業計画）を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者保健福祉を総合的・計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする、第9期のゴールドサルビアプランを策定することとします」としています。

計画（案）の11ページをご覧ください。

第2章は、高齢者を取り巻く現状と将来の姿です。

18ページをご覧ください。

高齢者人口の将来推計です。65歳以上の高齢者は、令和7年度の5,515人をピークに緩やかに減少に転じていく見込みですが、総人口の減少とともに高齢化率は増加し、高齢者の人口減にもかかわらず、75歳以上の人口は増え続け

る見込みとなっています。

37ページからは、第8期計画目標指標に対する評価となります。

令和3年度からの第8期は、新型コロナウイルス感染症の影響により十分に実施できない活動もありましたが、第8期の検証を踏まえ、第9期計画の事業を取り組んでいきます。

41ページをご覧ください。

第4章は計画の基本的な考え方です。基本理念は、第8期計画に引き続き、「支え合い いつまでも安心して暮らせるまち ふくさき」としています。「今後、生産年齢人口の減少が続き、高齢化の進展が見込まれる中、高齢者がいきいきと活躍するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での支え合いの体制づくり、高齢者が生きがいを持ち、自らの介護予防等の取組に積極的に参加できる仕組みづくり、また、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちの実現に向けて、本町の地域特性に合わせた「地域包括ケアシステム」を深化・推進していく必要があります。」としております。

47ページからは「施策の展開」です。

63ページをご覧ください。

災害・感染症対策の充実では、地震や豪雨などの自然災害への備えとして、町民の意識の向上、高齢者の緊急時の対応、救急対応づくりを進めます。

75ページの認知症施策の推進では、令和5年に成立した国の「認知症基本法」とともに、認知症の方の人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進しますとしています。

第6章は、介護保険事業費の見込みと介護保険料です。

97ページをご覧ください。

被保険者数並びに要介護等認定者数の見込みです。下の表、要介護等認定者数は、令和6年度1,095人、令和7年度1,118人、令和8年度1,148人と見込んでいます。

次の98ページから101ページまでは、令和6年度から3年間の各サービスの利用者数、サービス給付費等の見込みをお示ししております。

次に、102ページをご覧ください。

第9期の介護保険料の算定になります。上段の表の太枠囲み部分、月額保険料基準額は6,260円と算出しております。その下の表は、これまでの保険料の推移になります。第8期の保険料と比較しますと100円の増額、1.6%の増となります。

次に、103ページをご覧ください。

第9期の計画においては、国の示す標準段階が13段階へ多段階化（高所得者の標準料率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ）がされたことにより、本町においても第8期の10段階から3段階増やし、第1段階から第13段階までの階層としました。また、第1段階から第3段階につきましては、低所得者の負担をより軽減するため公費を投入し、保険料の軽減を図っています。

以上で、議案第19号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

日程第24 議案第20号 令和5年度福崎町一般会計補正予算（第8号）について

議 長 日程第24、議案第20号 令和5年度福崎町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第20号について、ご説明いたします。

令和5年度一般会計補正予算（第8号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,590万円を追加し、補正後の予算総額を94億8,350万円とするものであります。歳入歳出予算の内訳につきましては、第1表にお示ししております。

歳出予算の補正概要につきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、事項別明細書65、66ページをお開きください。

議会費は、実績見込みにより645万9,000円の減額補正としています。主なものは、14節のペーパーレス会議システム導入に係る無線LAN設置工事費で、入札による369万5,000円の減額などであります。

次のページをお開きください。

総務管理費は、3,350万円の増額補正としています。減額は実績見込みによるものが主で、増額の主なものは、5目、財産管理費の減債基金積立金2,894万5,000円は、普通交付税の12月再算定により臨時財政対策債償還基金費が追加され、その分を減債基金に積み立てるものです。7目、地域振興費のふるさと応援寄附金関係経費の増は、ふるさと応援基金積立金を当初の8,000万円から9,000万円の見込みになることに合わせ、積立金及び記念品代、手数料等を増額するものです。同じ積立金の企業版ふるさと納税基金積立金は、実績見込みに合わせ1,000万円の増額としています。

70ページの11目、文珠荘管理費「経営支援金」45万円の増額補正は、原油価格・物価高騰の影響を受けている文珠荘への経営支援を行うものです。

次のページをお開きください。

徴税費180万円の減額は、実績見込みによるものが70万円と、電算システム改修委託料、社会保障・税番号制度によるものが今年度改修の必要がなかったため、110万円全額減額するものです。

次のページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費の153万円の減額は、実績見込みによるものです。

次に、75ページから78ページにかけての選挙費1,309万7,000円の減額は、どちらも無投票になりました県議会議員選挙及び町長選挙費の減額です。

次に、79ページから82ページにかけての社会福祉費897万1,000円の増額は、実績見込みにより、80ページの4目、老人福祉費の老人福祉施設入所者措置委託料が190万円の増額、5目、医療助成費が、こども医療費助成の増額等により300万円の増、6目、後期高齢者医療費が、205万9,000円増額になったのが主な要因です。

83、84ページの児童福祉費5万3,000円の減額は、実績見込みによる減額が1,470万3,000円、増額が1,465万円で、増額の主なものは、4目、認定こども園費の私立認定こども園施設型給付費負担金が入園者の増加により2,060万円の増、町外公立認定こども園施設型給付費負担金も、入園者の増により248万円の増加となっています。

次のページをお開きください。

災害救助費の112万円の増額は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震への職員派遣関連経費で、職員手当19万円は、職員派遣2回、3名分の時間外手当及び管理職1名分の特別勤務手当を、普通旅費27万円は職員の日当及び宿泊代を、需要費45万円は、職員が現地で使用する衣類や派遣用車両のスタッド

レスタイヤ等の消耗品及びガソリン代を、事業用備品購入費１８万円は、寝袋の購入費などをそれぞれ計上しています。福崎町は、兵庫県のカウンターパート先である石川県珠洲市へ、県の第８陣として職員２名を１月２９日から２月３日まで派遣し、避難所の巡回や物資の運搬などに従事しました。２回目の派遣は未定となっております。

次のページをお開きください。

保健衛生費２，６１７万円の減額の主なものは、１目、保健衛生総務費が災害救助費と同様、上下水道課から日本水道協会兵庫県支部の依頼を受け、石川県穴水町に２月２２日から８日間、水道の応急給水活動に従事する職員３名の派遣経費を、水道事業会計負担金として９８万円増額しています。２目、予防費の予防接種ワクチン等薬品代が子宮頸がんワクチンの実績見込みの減などにより１，５００万円の減、胃ガン等検診委託料などが実績見込みにより９６０万円の減となっています。

次のページをお開きください。

清掃費の５１８万２，０００円の減額は、中播衛生施設事務組合負担金が４３９万５，０００円の減、中播北部行政事務組合負担金が１４３万７，０００円の減となっています。

減額の内容につきましては、中播衛生施設事務組合並びに中播北部行政事務組合の補正予算及び分担金精算表を議案２０号資料１ページから４ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

次のページをお開きください。

農業費の３，７８９万３，０００円の増額は、３目、農業振興費が実績見込みにより１，４２４万２，０００円の減、６目、農地費は、権現地区井堰改修事業負担金が国補正予算により２００万円の増、８目、ほ場整備事業費、高岡福田地区ほ場整備事業負担金も国補正により１，７９０万円の増。９目、ため池整備事業費のため池改修工事費が、南大貫地区の宮の池改修工事で、県予算配分の増加により３，５００万円の増となっています。これは全額繰り越して、令和６年度予算２，０００万円を含め、５，５００万円で令和６年度に仮設道路の設置工事を行います。

農業費の主な事業につきましては、議案資料５ページから８ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

事項別明細書に戻っていただきまして、９３、９４ページをお開きください。

林業費の１８５万７，０００円の減額は、実績見込みによるものです。１８節、補助金の危険木伐採事業補助金は、事業量の増加により６０万円増額しています。

次のページをお開きください。

商工費は１，２７６万４，０００円の減額補正としています。主なものは、１目、商工総務費の調整池浚渫工事費が２か年で行うことになったことにより４６９万３，０００円の減、就業等促進移住支援金が、該当がなかったため１６０万円の減などとしています。

次のページをお開きください。

道路橋梁費１，７９０万円の減額は、２目、道路改修費が西治長野線の国補正などにより、道路改修工事費が２，９２０万円の増、３目、道路新設改良費では、土地購入費を物件移転補償費に振り替えたことなどにより、土地購入費が４，１６０万円の減、物件移転補償費は４，４００万円の増、橋梁改修費が実績見込みにより２，１７０万円の減となっています。

次のページをお開きください。

河川費は、入札減など実績により 80 万円の減額です。

次のページをお開きください。

都市計画費は、328 万円の減額となっています。1 目、都市計画総務費、下水道事業会計負担金が減価償却費、企業債利息の増加等により 114 万円の増、2 目、まちづくり事業費の土地利用基本計画図修正業務委託料は、入札減により 360 万円の減額となっています。

次のページをお開きください。

住宅費は、525 万 2,000 円の減額となっています。住宅耐震改修工事費補助金は実績がなかったため、450 万円の皆減となっています。

次のページをお開きください。

消防費は 342 万円の減額で、3 目、消防施設費の消防用ポンプ等購入費が、入札により 300 万円の減額となっています。

次のページをお開きください。

教育総務費の事務局費は、各種大会等参加費補助金の実績見込みにより 105 万円の増額となっています。

次のページをお開きください。

小学校費の 2 億 435 万円の増額の主なものは、1 目、学校管理費で、国の補正予算に伴う小・中学校の空調設備等整備事業費を計上しています。町内全小・中学校の特別教室等の空調設備の設置と照明の LED 化などを行うもので、補正予算額は工事監理委託料 920 万円、特別教室等の照明の LED 化などを行う施設改修工事費 3,400 万円、空調設備整備工事費 1 億 6,400 万円の事業費合計 2 億 720 万円で、財源は国庫補助金が 4,212 万 2,000 円、町債が 1 億 6,420 万円となっております。

次のページをお開きください。

中学校費も同じく 1 目、学校管理費で、工事監理委託料 980 万円、施設改修工事費 2,800 万円、空調設備整備工事費 1 億 7,600 万円の事業費合計 2 億 1,380 万円で、財源は国庫補助金が 4,555 万 1,000 円、町債が 1 億 6,760 万円となっています。小・中学校合計事業費は 4 億 2,100 万円となっております。全額、令和 6 年度に繰越実施いたします。

議案資料 9 ページに事業概要をお示ししております。

次のページをお開きください。

社会教育費の 1,150 万円の減額は、10 目、文化財保護費が埋蔵文化財発掘調査事業の入札減などで 965 万円減額となっているのが主なものです。

次のページをお開きください。

保健体育費 162 万円の減額は、実績見込みによるものです。

次のページをお開きください。

公債費は歳出の補正はありませんが、財源の「その他」が、住宅使用料の減額により 46 万円の減としています。

次に、歳入補正についてご説明いたします。

事項別明細書に戻っていただきまして、1 ページ、2 ページをお開きください。

町民税の 2,690 万円の増額は、実績見込みにより、個人住民税の所得割が 2,600 万円の増、法人の均等割は 300 万円の減、税割が 400 万円の増となっています。

次のページをお開きください。

固定資産税は、290 万円の増額としています。実績見込みにより、家屋は 220 万円の減額、償却資産は 410 万円の増額となっています。

次は7、8ページをお開きください。

町たばこ税は、実績見込みにより270万円の増額としています。

9ページから26ページにかけましての2款、地方譲与税から10款の地方特例交付金は、県の実績見込みや交付実績に合わせ、1,023万7,000円の減収を見込んでいます。このうち、地方消費税交付金が3,620万円の減となっています。

27、28ページ11款、地方交付税は、12月再算定の結果、普通交付税は6,038万5,000円の増額、特別交付税は、実績見込みにより1,000万円の増としています。補正後の普通交付税が15億4,790万1,000円、特別交付税が1億3,000万円とみています。

31ページから34ページにかけての13款、分担金及び負担金は、実績見込みにより1,071万8,000円の減額としています。

35、36ページの14款、使用料及び手数料の使用料は、39万円の減額としています。

37ページから40ページにかけての15款、国庫支出金は、事業費の増減に伴い、1億3,119万9,000円の増額補正としています。主なものは、40ページの1目、総務費国庫補助金の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が1,719万9,000円の増、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が3,278万7,000円の増、5目、教育費国庫補助金の小学校費・中学校費補助金の特別教室等の空調設備設置・照明LED化等に係る学校施設環境改善交付金が8,852万3,000円の増となっています。

41ページから46ページにかけての16款、県支出金は、実績見込みにより407万6,000円の減額としています。主なものは、44ページの4目、農林水産業費県補助金の一番上ですが、「農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金」が南大貫地区の宮の池改修工事の増額により2,191万2,000円の増、46ページの1目、総務費県委託金の「兵庫県議会議員選挙事務委託金」が、無投票により544万7,000円の減などとなっています。

次に、51、52ページの18款、寄附金は、2,110万円の増としています。ふるさと応援寄附金が9,000万円を見込み1,000万円の増、企業版ふるさと納税寄附金が1,500万円を見込み1,000万円の増となっています。

次のページをお開きください。

19款、繰入金は、1億9,700万円の減額としています。このうち、財政調整基金繰入金は、当初予算では4億2,000万円の繰入れを見込んでいましたが、3月補正では歳出の減及び歳入の町税や地方交付税の増などにより1億8,270万円減額となり、補正後の財政調整基金繰入金は2億3,300万円となりました。

次のページをお開きください。

20款、繰越金は、令和4年度の実質収支額の残余198万1,000円の増としています。

57ページから62ページの21款、諸収入は、実績見込みにより217万7,000円の減としています。

63、64ページの22款の町債は、3億5,290万円の増額補正としています。事業費の増減に伴う補正で、農業債が国の補正予算の増額などによる事業量の増に伴い3,280万円の増、教育債が、小・中学校空調設備等整備事業で3億3,180万円の増としています。

以上が、歳入歳出予算補正についての説明となります。

次は、議案にお戻りください。

第2条は「繰越明許費」でございますが、議案の5ページ、6ページの計14事業で、合計7億2,560万円を翌年度へ繰り越しする予定であります。繰越明許費の事業内容、繰越理由につきましては、議案資料10ページに添付しているとおりでございます。

次に、議案第3条 地方債の補正につきましては、歳出でご説明しました事業に係るもので、議案の7ページから10ページのとおりとなっております。利率、償還の方法は、それぞれ記載しているとおりであります。

以上、議案第20号 令和5年度一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長 しばらく休憩いたします。

再開を1時といたします。

◇

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時59分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第25 議案第21号 令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第26 議案第22号 令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
について

議長 日程第25、議案第21号 令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第26、議案第22号 令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第21号 令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,857万2,000円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ19億7,160万円とするものです。議案第21号資料1ページから5ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料4ページをお開き願います。

保険給付費月別状況です。それぞれ月の途中に太線を入れておりますが、太線までは実績値、その下については見込み値となっております。

左の欄、年間異動状況の全被保険者数は4月3,394人、12月は3,213人で181人減少しています。歳出の大部分を占める療養給付費は、太線から下の12月診療分から2月診療分につきましては、過去3年間の1人当たりの医療費の伸び率5.6%を乗じて算出しております。

療養給付費の見込みは11億9,654万円です。当初予算額10億9,600万円に1億100万円を増額し、最終予算額を11億9,700万円と見込んでいます。この療養給付費ですが、下の表に米印で記載しておりますが、最後の

2月診療分については概算で請求されるため、先ほどの見込額の表は概算分3,000万円を加えた額で算出し、補正後予算額は11億9,700万円としています。

高額療養費は、補正後予算額1億7,700万円で、当初予算額1億5,100万円に2,600万円を増額します。葬祭費は補正後予算額150万円で、当初予算額200万円から50万円減額します。

資料2ページをお開き願います。

歳出の勘定表です。3月補正の列をご覧ください。

まず、総務費ですが、国保システム標準化業務について、委託を予定していた内容を一部変更したことにより、501万2,000円の減額を見込んでいます。

次に保険給付費ですが、給付の状況については、先ほど報告させていただいたとおりです。合計金額は、予算現額12億7,350万円に対し補正後予算額14億円となり、1億2,650万円の増額を見込んでおります。対前年度決算比5.5%増の見込みです。歳出合計は補正後19億7,160万円で、対前年度決算比3.8%増、当初予算比8.2%増を見込んでいます。

資料1ページをお開き願います。

歳入では、保険税につきましては現年度分は減額、滞納繰越分は増額の見込みで、全体として640万円減額の見込みです。徴収率は現年度医療分で95.1%、介護分で91.2%を見込んでいます。県支出金につきましては、普通交付金は保険給付費に対する兵庫県からの交付金です。

先ほど説明させていただいた療養給付費等の増により、総額で13億9,650万円となり、1億2,650万円の増額を見込んでおります。県繰入金などの特別交付金は、実績見込みにより1,074万円の減額見込みです。

繰入金については、全体で予算現額1億9,782万8,000円に対し、補正後予算額は2億730万7,000円となり、947万9,000円の増額です。歳入合計は補正後19億7,160万円で、対前年度決算比3.1%増、当初予算比8.2%増の見込みです。

議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

歳出の15、16ページをお開き願います。

総務管理費は、国保システム標準化業務委託料を501万2,000円減額するものです。

17、18ページをお開き願います。

療養諸費は先ほど説明させていただきましたが、実績見込みにより、療養給付費を1億100万円増額するものです。

19、20ページをお願いします。

高額療養費につきましても、実績見込みにより2,600万円を増額するものです。

21、22ページをお願いします。

葬祭諸費は、葬祭給付費の実績見込みにより、50万円を減額するものです。

23、24ページをお願いします。

歳入の補正をすることに伴い、財源構成に変更があるものです。

25、26ページをお開き願います。

特定健康診査等事業費は、町ぐるみ検診の実績見込みにより、10万7,000円を減額するものです。

27、28ページをお願いします。特定保健指導等事業費は、データヘルス計画等策定委託料等の実績見込みにより、35万6,000円を減額するものです。

29、30ページをお願いします。

保健事業費は、レセプト点検委託料の入札減による実績見込みにより106万5,000円、人間ドック、脳検査の実績見込みにより、98万8,000円を減額するものです。

31、32ページをお願いします。

保険給付費等交付金償還金では、不当利得に伴う県への保険給付費の返還金で、40万円を減額するものです。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入1ページ、2ページをお願いします。

保険税は一般分が現年度、過年度合わせて合計640万円の減額となります。

3ページ、4ページをお願いします。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化の広報に係る国庫補助金で、1万4,000円増額します。

5ページ、6ページをお願いします。

保険給付費等交付金は、先ほど申し上げた保険給付費の増により、普通交付金は1億2,650万円の増、特別交付金はそれぞれ実績見込みにより1,074万円の減で、合計1億1,576万円を増額します。

7、8ページをお願いいたします。

一般会計繰入金157万9,000円の増額は、交付決定により保険基盤安定繰入金が32万5,000円の増、保険者支援分が46万8,000円の減、未就学児均等割保険税繰入金は5万4,000円の減、産前産後保険税繰入金は1万3,000円の増、財政安定化支援事業繰入金は6万2,000円の減、その他一般会計繰入金は、地方単独波及分の増などにより182万5,000円を増額しております。

9、10ページをお願いいたします。

財政調整基金繰入金は、県繰入金の減額分などを補填するために790万円増額いたします。

11、12ページをお願いします。

延滞金は、実績見込みにより12万6,000円を増額します。

13、14ページをお開き願います。

一般被保険者返納金は、不当利得徴収分を40万7,000円減額するものです。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号 令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ180万円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ3億1,728万6,000円とするものです。

補正の内容は、保険料の実績見込みによる減額等です。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書の歳出7ページ、8ページをお開き願います。

広域連合納付金194万1,000円の減額は、保険料400万円の減額と、保険基盤安定納付金205万9,000円の増額によるものです。

事項別明細書の歳出9ページ、10ページをお開き願います。

保険料還付金14万1,000円の増額は、保険料過誤納還付金の増額によるものです。

次に、歳入の説明を申し上げます。

歳入 1 ページ、2 ページをお開き願います。

保険料 4 0 0 万円の減額は、現年度分 4 0 0 万円の減額で、現年度の収納率は 9 9 . 9 %を見込んでいます。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

一般会計繰入金 2 0 5 万 9 , 0 0 0 円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定によるものです。

議案資料に勘定表をお示ししておりますので、合わせてご参照ください。

以上で、議案第 2 2 号の説明を終わります。2 議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 5 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議 長 日程第 2 7、議案第 2 3 号 令和 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について及び日程第 2 8、議案第 2 4 号 令和 5 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第 2 3 号 令和 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

この補正予算は、能登半島地震による石川県での応急給水活動について、支援に係る人件費等の補正をお願いするものです。福崎町では、日本水道協会の要請を受け、2 月 2 2 日から 8 日間、給水車 1 台と 3 名の職員を石川県穴水町に派遣いたしました。

補正予算の第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入、水道事業収益を 1 0 4 万 8 , 0 0 0 円増額し 4 億 2 , 0 7 7 万 8 , 0 0 0 円に、支出、水道事業費用を 9 8 万円増額し、4 億 5 4 8 万 6 , 0 0 0 円にしようとするものです。補正予算第 3 条では、予算第 8 条に定めた職員給与費を 2 8 万 5 , 0 0 0 円追加して、3 , 7 1 2 万 3 , 0 0 0 円とします。

次の補正予算に関する説明書の水補 1 ページには実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第 2 3 号資料でご説明申し上げます。

収益的収入及び支出で、下段の表、支出から説明いたします。

営業費用の総係費において、先ほどご説明申し上げました職員の手当や旅費、派遣に伴う消耗機材及び燃料費、合わせて 9 8 万円を増額いたします。上段、収入ではその全額を一般会計が負担するものとし、営業収益の他会計負担金で受け入れます。また、営業外収益では、費用の増に伴う消費税還付金を 6 万 8 , 0 0 0 円増額いたします。

議案にお戻りください。

その他の説明書としまして、水補 2 ページには予定キャッシュ・フロー計算書、水補 3 ページには給与費明細書、水補 4 ページから 6 ページには、令和 5 年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第 2 3 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 2 4 号 令和 5 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

補正予算第 2 条は収益的収入及び支出の予定額で、収入、下水道事業収益を 8

24万5,000円減額し9億8,710万円に、支出、下水道事業費用を1,288万円減額し、10億2,920万6,000円とします。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額です。予算第4条本文括弧書き中、不足する額を3億8,994万6,000円に改め、その補填額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,790万円、過年度分損益勘定留保資金4,243万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3億2,591万1,000円及び繰越利益剰余金369万9,000円に改めます。そして、下段の表、資本的収入は4,850万円増額し6億3,370万円に、次のページ、資本的支出は5,100万円増額し、10億2,364万6,000円とします。

第4条では、企業債の限度額を2,300万円増額し、1億7,620万円に改めます。

また、第5条では、利益剰余金の処分額を335万7,000円から369万9,000円に改めます。

次の補正予算に関する説明書、下水補1、2ページには実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第24号資料でご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出です。資料1ページをご覧ください。

この資料は、各目・節ごとのを補正予定額と、その右には、「公共」「農集」「個別」のセグメントごとの内訳を示しております。

上段の収入では、営業収益において下水道使用料を実績見込みにより減額、他会計負担金は雨水処理に要する経費が増加したため、一般会計からの繰入金を増額、営業外収益では、減価償却費の減に伴う長期前受金戻入の減額、消費税還付金の増額は、建設改良費で工事請負費が増額となったことにより、消費税の還付金が増えることによるものです。

下段は支出です。営業費用では、処理場費で福崎浄化センターの維持管理委託料を減額、業務費では電算機器更新委託料を減額、減価償却費は、前年度の有形固定資産の登録が予定より少なかったことによる減額です。

次に、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、支出から説明いたしますので、下段の表をご覧ください。

建設改良費の雨水の管路整備費において、国からの補助金が追加配分となったことにより、工事請負費を5,100万円増額。この増額については繰り越して、全額、川すそ雨水幹線工事に充てる予定としております。

上段は収入です。先ほどの工事費の増額により、企業債の借入額を2,300万円増額。補助金についても、国庫補助金2,550万円を受け入れます。

議案にお戻りください。

その他説明書としまして、下水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、下水補4ページから6ページには令和5年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。2議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

日程第29 議案第25号 令和6年度福崎町一般会計予算について

議長 日程第29、議案第25号 令和6年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第25号 令和6年度一般会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算の議案に係る説明書としまして、別冊の一番上に、予算の概要等の24ページまでの資料と各会計の事項別明細書、給与費明細書、地方債に関する調書などを取りまとめ、予算に関する説明書としております。また、議案の後ろに各予算の説明資料をお付けしておりますので、それぞれ審議の参考としていただきたいと思います。

それでは、議案の表紙をご覧ください。

第1条は歳入歳出予算であります。総額を99億3,300万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表で1ページから4ページのとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の前につけております予算に関する概要書の3ページをお開きください。

一般会計の予算総額は99億3,300万円で、事業の増加などにより、令和5年度当初予算に比べ13億300万円、率にして15.1%の増となっております。

概要書の5ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。

一般会計の歳入内訳であります。1款、町税は31億7,847万円で、定額減税などにより、令和5年度予算に比べ1億1,360万円の減収と見込んでおります。内訳としましては、町税では伸び率、定額減税などを見込み、個人で6,580万円の減、法人では700万円増を見込んでおります。

固定資産税は5,850万円減の18億3,880万円を見込んでいます。減額の内訳は、土地は地価の下落などにより120万円の減収、家屋は、評価替えなどにより2,160万円の減収、償却は、企業アンケートの伸びなどを勘案し、3,610万円の減収を見込んでいます。

軽自動車税は、令和5年度実績見込みより推計し、270万円増収の7,490万円、町たばこ税も令和5年度の実績見込みより推計し、100万円増収の1億5,500万円を見込んでいます。

議案資料、議案25号資料の9ページに税の当初予算前年度比較表をおつけしておりますので、ご参照ください。

2款、地方譲与税は、地方財政対策の伸び率などを参考に、8,656万3,000円を見込み、5年度予算に比べ488万4,000円の増収、3款、利子割交付金から9款、環境性能割交付金までの市町交付金は、県からの見込額を参考に6億4,830万円を見込み、5年度予算に比べ、2,870万円の減収としております。

10款、地方特例交付金につきましては1億3,520万円を見込み、5年度予算に比べ9,440万円の増収としております。増収の主な要因は、令和6年度に創設された定額減税による減収補填が8,400万円となっております。

11款、地方交付税の普通交付税につきましては、基準財政収入額は固定資産税、地方消費税交付金などの減収を見込み、基準財政需要額は個別算定経費、包括算定経費とも国が推計した伸び率などを基に算定した結果、対前年度予算比較で普通交付税が2億5,000万円の増、特別交付税は1,000万円の増としております。

事業量に伴い、15款、国庫支出金は、2億1,839万円増の9億8,431万5,000円、16款、県支出金は、1,043万3,000円増の6億301万7,000円を計上しています。18款、寄附金は、2,000万円増の

1億510万円を計上しています。ふるさと応援寄附金は、2,000万円増の1億円と見込んでおります。22款、町債は、事業の増加により7億1,500万円増の10億9,050万円を見込んでいます。

事項別明細書107、108ページをお開きください。

1目、総務債のうち、臨時財政対策債が7,000万円減の3,000万円、3目、衛生債が、令和6年度新たに水道事業会計出資事業と次期ごみ処理施設建設事業に係る廃棄物処理施設整備事業が加わり5億4,620万円の増、6目、土木債が、駅田原線などの事業の増加により7,090万円増の2億7,490万円、次のページ、109、110ページをご覧くださいと、消防債が中播消防署建替事業などにより1億3,370万円増の1億6,660万円などとなっております。

事項別明細書89、90ページをご覧ください。

一番上の行、1目、財政調整基金繰入金は、歳入歳出見積りの結果、一般財源が不足する4億2,800万円を財政調整基金から繰り入れる予算編成としており、令和5年度予算から800万円増加の大変厳しい予算編成となっております。

予算に関する概要書に戻っていただきまして、歳出の概要につきましては、概要書の7ページに款項別に予算額と令和5年度との増減等の一覧をお示しし、13ページから22ページにかけましては、第6次総合計画の5本の柱ごとに総括的に主要事業を取りまとめておりますので、後ほどお目通しください。

各目の説明に入ります前に、一般職員の配置員数、人件費等につきまして、総括的にご説明申し上げます。

議案第25号資料、1ページをお開きください。

1行目の一般会計に属する職員数のうち、正規職員は128人、再任用職員5人と、会計年度任用職員・臨時職員が358人の計491人であります。

2ページをお開きください。

下から2行目になります。全会計では正規職員148人、再任用職員7人、会計年度任用職員・臨時職員が374人の計529人となっております。全会計での人件費総額は、令和5年度当初予算比較で6,763万7,000円増の19億742万9,000円となっております。一般会計における人件費総額は、令和5年度当初予算比較で5,915万8,000円増の17億941万4,000円と見込んでおります。

一般会計における人件費の主な増減は、一般職員給が475万円の減、会計年度職員給が人員の見直し等により1,710万円の減、会計年度任用職員報酬が、時給単価の引上げ及び人員増により2,513万円の増、職員手当が人勧による支給月数引上げや会計年度任用職員に新たに勤勉手当が支給されることになったことなどにより大幅な増となり、5,071万7,000円の増となっております。

なお、全会計の一般職における給与費明細書につきましては、議案資料3ページから4ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

それでは、事項別明細書にて歳出のご説明をいたします。限られた時間でありまますので、各目の予算額や目の概要説明は省略させていただき、大きく予算が増減する事業や新規事業の説明を中心に説明申し上げます。

それでは説明いたします。

118ページをお開きください。

2款、総務費、総務管理費の1目、一般管理費、12節の4行目に点検監査支援業務委託料500万円を計上しております。議案資料5ページに業務等の内容を示しております。

次のページをお開きください。

18節、負担金補助及び交付金の一番下、自治会公共用施設整備事業補助金880万円につきましては、議案資料6ページにその一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。

次は、128ページをお開き願います。

5目、財産管理費、18節、負担金、「電子入札共同運営システム負担金」370万円は、令和6年度新たに兵庫県電子入札共同運営システムに加入し、建設工事業務委託の電子入札を導入するものです。議案資料7ページに、兵庫県電子入札共同運営システムの概要をお示ししておりますので、ご参照ください。

次は、130ページをお開きください。

7目、地域振興費、12節、委託料、イベント実施業務委託料1、100万円は、令和5年度に引き続き、F u k uランタン、手話ダンス甲子園などを実施するとともに、令和6年度新規事業では、ガジロウC U P（中・高校生ジュニアゴルフ大会）と神戸国際大学連携事業の「ふくさきまちづくり大学」等を実施します。

次のページをご覧ください。

8目、情報管理費、12節、委託料の1行目、電算システム改修業務委託料（情報システム標準化）1億3,000万円及び13節の電算機器借上料2,400万円のうち560万円については、議案資料の8ページをご覧ください。

これは、国が進めております自治体情報システム標準化事業で、左上の表のとおり、令和6年度、7年度の2年間で、国の標準準拠システム（ガバメントクラウド）への移行作業を行います。移行対象業務は、表の右上のとおり、グレーの部分の児童扶養手当と生活保護を除く基幹系システム18業務で、費用につきましては表の左下になりますが、白抜き部分が補助対象経費、グレーの部分が対象外経費となっており、合計欄を見ていただくと令和6年度が1億3,560万円、うち補助対象経費に対し、補助金が10分の10で1億3,000万円、一般財源が560万円となっています。2年間の経費総額は2億9,700万円程度と見込んでおります。

次は、138ページをお願いします。

12目、コミュニティセンター運営費、14節、工事請負費に空調設備改修工事費800万円を計上しています。これは、サルビア会館の老朽化した空調設備の未改修部分を改修するものです。

次は、3款、民生費に移ります。162ページをお開きください。

上から3行目になりますが、自動録音機能付電話機等普及促進事業補助金1,200万円は、新規事業で、特殊詐欺防止に効果がある自動録音機能付電話機を65歳以上の高齢者が同居する世帯が購入する場合に、1万円を上限に補助を行うものです。対象世帯を1,200世帯見込んでいます。財源は、県補助金が10分の10となっております。

次の行になりますが、低所得世帯・低所得子育て世帯支援臨時給付金4,300万円は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当事業で、令和6年度新たに住民税均等割非課税となる世帯及び令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し10万円を給付、同一世帯に18歳未満の児童がいる場合は、児童1人あたり5万円を上乗せ給付するものです。

次は、168ページをお開きください。

4目、老人福祉費、18節、補助金の一番下、「補聴器購入費助成金」90万円は、新規事業で、65歳以上で耳鼻科の診断を受け、補聴器使用の必要性があ

ると判断された者に対し３万円を上限に補助を行うもので、対象者を３０人と見込んでいます。

次のページをお開きください。

５目、医療助成費では、乳幼児等医療費助成とこども医療費助成の伸びにより、前年度比２，０７８万９，０００円増の１億８，３８４万３，０００円を計上しております。議案資料１２、１３ページに福祉医療の年度別比較表をおつけしておりますので、ご参照ください。

同じページの６目、後期高齢者医療費は、療養給付費負担金と後期高齢者医療広域連合への分賦金、特別会計繰出金の合計で３億８９２万円を計上しています。被保険者数の増加により、前年度比２，３９０万５，０００円の増となっています。

次は、１８０ページをお開きください。

児童福祉費の２目、児童手当費の１９節、扶助費では、児童手当費の総額で、前年度比約６，１００万円増の３億６，１５０万円となっています。これは、国の子育て支援施策で、令和６年１０月から中学生までの第３子以降の児童手当を月額３万円に引き上げ、高校生には新たに第１子・第２子に１万円、第３子以降に月額３万円を支給するものです。

次のページをお開きください。

１８１ページの４目、認定こども園費全体では、会計年度任用職員人件費の増加などにより、前年度に比べ２，５８９万２，０００円増の７億１１万９，０００円の予算としています。

次は、４款、衛生費に移ります。事項別明細書１９８ページをお開きください。

１目保健衛生総務費の１８節、負担金では、姫路福崎斎苑運営負担金を、前年度に比べ６７万３，０００円増の１，８９９万６，０００円計上しています。議案資料１４ページには、姫路福崎斎苑施設事務組合の前年度予算との比較表をおつけしておりますので、ご参照ください。

同じく１８節、補助金の一番下に、産婦健康診査費助成金９６万円を計上しています。これは、新規事業の子育て支援事業で、産後２週間及び産後１か月健診の費用を、５，０００円の２回分を上限に助成するものです。

次のページをお開きください。

１目保健衛生総務費の２３節、水道事業会計出資金７，７６０万円は、三ノ宮配水池・八反田水管橋の耐震化事業に対し、出資を行うものです。

同じページの２目、予防費の１２節、委託料で、新型コロナワクチン予防接種委託料３４０万円を計上しています。これは、新型コロナワクチン接種が定期接種になったことによるもので、対象者は６５歳以上、自己負担は３，０００円としております。

次のページをお開きください。

同じく２目、予防費、１８節、補助金の一番下に、新規で「带状疱疹予防接種助成金」８０万円を計上しております。対象は５０歳以上、自己負担は４，０００円としております。

次のページをお開きください。

３目、保健センター運営費、１４節、施設改修工事費１，７００万円は、保健センターの１階屋上の防水工事を行うものです。

次は、２１２ページをお開きください。

清掃費の１目、し尿処理費の１８節に、中播衛生施設事務組合負担金を、前年度に比べ３９万８，０００円減の２，７８４万１，０００円を計上しております。

負担金の内容については、議案資料１５、１６ページに記載のとおりとなっています。

２目、ごみ処理費の１８節では、くれさか環境事務組合負担金を、前年度に比べ６３３万９，０００円増の３億５，４９１万円計上しています。負担金の内容につきましては、議案資料１７、１８ページをご参照ください。

同じく１８節、中播北部行政事務組合負担金は、前年度に比べ３億８，４５７万２，０００円増の４億８，０１１万３，０００円計上しています。このうち、特定財源は町債が４億６，１８０万円で、一般財源は１，８３１万３，０００円となっています。令和６年度は、次期ごみ処理施設建設に向けた造成工事などを行います。負担金の内容については、議案資料１９ページ、２０ページを、次期ごみ処理施設の造成計画平面図につきましては、議案資料２１ページに記載をしております。

次は、５款の農林水産業費、２目、農業総務費になります。２１６ページをお開きください。

２１６ページから２１８ページにかけての１８節、下水道事業会計（農集）負担金補助金、２３節、出資金につきましては、維持管理費・減価償却費の減などにより、合計で前年度から２，２２０万円減の１億３，５３０万円となっております。

次は、２２０ページをお開きください。

３目、農業振興費の１４節、大貫ハウス解体等工事費１，８００万円は、大貫園芸用ハウスの４・５・６号棟の３棟について借主が契約更新されなかったため、地権者との契約に基づき、ハウスの解体撤去及び農地回復工事を行うものです。位置図等については、議案資料２２ページをご参照ください。

次のページをお開きください。

４目、農業構造改善施設運営費の１４節、バンガロー等取壊工事費５００万円は、老朽化しているバンガロー８・９・１０号棟の３棟を取り壊すものです。位置図等につきましては、議案資料２５ページをご参照ください。

次のページをお開きください。

６目、農地費の１４節、農業用水利施設改修工事費８００万円は、福田の相新水路の鋼製ゲートの改修を行うものです。位置図・事業内容等については、議案資料２８ページをご参照ください。

次のページをお開きください。

８目、ほ場整備事業費では、県営事業負担金の高岡福田地区ほ場整備事業負担金１，６７１万８，０００円を引き続き計上しております。また、令和６年度新たに山崎地区ほ場整備事業負担金１００万円を計上し、実施設計を行います。実施箇所は、議案資料３０ページ、３１ページをご参照ください。

９目、ため池整備事業費の１４節、ため池改修工事費２，０００万円は、南大貫の宮の池の改修に係る仮設道路設置工事を実施します。ため池整備事業関連の議案資料は、３２ページから３３ページになります。

次のページをお開きください。

林業費の１目、林業振興費、１７節、事業用備品購入費７７６万円は、有害鳥獣防護柵購入費５９０万円と、森林環境譲与税事業として、自治会等への貸出し用の竹粉碎機の購入費用１８６万円を計上しています。位置図、事業内容については、議案資料３４ページ、３５ページをご参照ください。

次のページをお開きください。

同じく、林業振興費の１８節、補助金の一番下に、新規事業として森林整備促

進事業補助金 800 万円を計上しています。これは、町内の民有林で間伐等の森林整備を行う者に対し、経費の補助を行うものです。事業内容につきましては、議案資料 36 ページから 38 ページに記載のとおりとなっています。2 目、治山事業費の治山工事費 900 万円は、県単独補助治山事業として、西大貫地区の大善寺の西側に簡易法枠工設置工事を行うものです。

次のページをお開きください。

6 款、商工費、1 目、商工総務費になります。12 節、委託料に工業団地拡張事業検討業務委託料 250 万円を計上しています。西部工業団地の拡張の事業手法等について、引き続き検討いたします。

次のページをお開きください。

233 ページから 238 ページにかけての 2 目、商工業振興費では、商工業、観光振興に関する経費を計上しています。観光関連の主要事業につきましては、議案資料 40 ページに事業概要、予算額、財源等を記載しておりますので、ご参照ください。

次は、7 款、土木費に入ります。245、246 ページをお開きください。

道路橋梁費の 2 目、道路改修費 1 億 730 万円は、各自治会からの要望も踏まえ、道路改修、舗装修繕、道路照明の LED 化等を実施します。3 目、道路新設改良費では、前年度に比べ 2 億 9,500 万円増の 4 億 2,769 万円を計上しております。町道福崎駅田原線、千束新町線、大貫山田線の土地購入費が 1 億 2,500 万円、同じく福崎駅田原線、千束新町線、大貫山田線の物件移転補償費が 3 億 200 万円となっております。

245 ページの下段から 248 ページにかけての 4 目、橋梁改修費では、前年度に比べ 1 億 944 万 4,000 円減の 4,942 万 1,000 円計上しています。長寿命化修繕計画に基づき、無名橋 2 橋の補修工事及び無名橋 3 橋の補修設計、25 橋の定期点検を行います。

次は、250 ページをお開きください。

河川費になります。1 目、河川改修費では、12 節、委託料、市川・七種川の清掃美化委託料が 200 万円増の 1,000 万円、14 節、河川改修工事費 2,760 万円は国の緊急浚渫推進事業 900 万円で、三谷川（板坂）の伐木を緊急自然災害防止事業 1,500 万円で直谷川（福田）の漏水箇所の防水工事を実施します。7 款、土木費の工事等の概要については、議案資料 41 ページ、42 ページをご参照ください。

次は、都市計画費にまいります。254 ページをお開きください。

一番上の行になりますが、1 目、都市計画総務費の 12 節、委託料に「都市計画変更等業務委託料」900 万円を計上しています。これは、都市計画に関する現況調査及び特別指定区域、用途地域の見直しなどを行うものです。

同じく、1 目、都市計画総務費の 18 節、負担金補助及び交付金には、下水道事業会計（公共下水）負担金・補助金を、前年度に比べ 6,610 万円増の 3 億 2,870 万円を計上しています。令和 5 年度で基金がなくなったことなどにより、一般会計への繰り出しが増加したものです。

次は、258 ページをお開きください。

1 目、住宅管理費の 14 節、住宅取壊工事費 900 万円は、町営住宅山崎団地 2 棟、西治団地 1 棟と福崎駅田原線立ち退きによる馬田団地 2 棟を取り壊すものです。18 節、補助金の一番下、空家活用支援事業補助金 1,040 万円は新規事業で、空き家を改修して居住する者に対し、その改修費用の補助を行うものです。

260ページの特定空家等除却事業補助金399万6,000円は、これも新規事業で、特定空家等の除去を行う者に対し、除去費用の補助を行うものです。事業概要については、議案資料43ページをご参照ください。

次のページをお開きください。

8款、消防費に入ります。消防・救急業務を姫路市に委託する1目、常備消防費の12節、委託料、消防事務委託料は、退職者増による報酬給与費の増加などにより、前年度に比べ1,459万4,000円増の2億5,898万3,000円計上しています。委託の内容については、議案資料44ページになります。18節、負担金の消防設備整備費負担金2,072万9,000円は、中播消防署の化学消防ポンプ車と査察者の更新費用のうち、福崎町負担分になっております。

同じく、常備消防費の12節、設計業務委託料3,500万円、16節、土地購入費1億830万円、中播消防署（北部出張所）建替事業負担金4,384万1,000円、物件移転補償費500万円の計1億9,214万1,000円は、中播消防署建替事業です。この事業のうち、町債が1億4,920万円、神戸町・市川町の負担金が2,129万6,000円、一般財源が2,164万5,000円となっております。今後のスケジュール及び位置図については、議案資料45、46ページをご参照ください。

次は、9款、教育費にまいります。276ページをお開きください。

小学校費の1目、学校管理費、13節、電算機器借上料1,220万円は、小・中学校教員用パソコンなどが前回更新から7年程度経過し、老朽化しているため更新するものです。中学校費も、282ページで同様に電算機器借上料610万円を計上しております。議案資料47ページに、小・中学校公務用パソコン等の更新内容を記載しております。14節、工事請負費のうち、放送設備更新工事費665万円は、福崎小学校の放送設備を更新するものです。

次のページをお開きください。

同じく、小学校費の17節、教材備品購入費1,440万円のうち1,160万円は、小学校教員用指導書の2024年度版改訂版の購入費用です。

次は、282ページをお開きください。

中学校費の1目、学校管理費、14節、工事請負費、施設改修工事費430万円は、西中の給食昇降機を更新するものです。

次は、社会教育費に入ります。296ページをお開きください。

4目、文化センター管理費、12節、委託料の耐震診断業務委託料410万円は、文化センターの大ホール以外の部分の耐震診断を行うものです。

次は、306ページをお開きください。

7目、青少年野外活動センター費の14節、施設改修工事費340万円は、七種キャンプ場と田口奥池との間の柵が老朽化しているため、擬木柵に更新するものです。

次は、310ページをお開きください。

9目、辻川界限文化振興費の12節、委託料の下から2行目、出演委託料100万円のうち50万円は山桃忌の出演料で、残りの50万円は、新規事業で観劇教室をエルデホールで行うものです。兵庫県立ピッコロ劇団による現代版の遠野物語の演劇で、町内中学3年生を招待して行います。

次のページをお開きください。

10目、文化財保護費の文化財保護費全体では、前年度に比べ482万1,000円減の6,317万円としています。令和6年度調査完了に向け、高岡福田

地区のは場整備事業に係る発掘調査の本調査などを行います。また、「地域文化財総合活用推進事業」では、埋蔵文化財包蔵地マップの作成や東広畑古墳出土品のレプリカ作成などを行います。

次は、317ページをお開きください。

保健体育費の2目、給食費全体では、前年度から1,029万7,000円増の2億4,877万6,000円となっています。特定財源の欄の国県支出金4,152万2,000円は、国庫補助金の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業分で、令和6年度に実施する「学校給食無償化事業」の財源としています。「学校給食無償化事業」は、町内認定こども園、小・中学校の給食費6か月分を無償化するもので、歳入は児童生徒等給食費納付金が4,809万9,000円の減、歳出は私立認定こども園牛乳代補助が37万4,000円、町外通園通学児童生徒への給食費補助が150万円で、総事業費が4,997万3,000円、財源が先ほど説明しました国庫補助金4,152万2,000円で、一般財源が845万1,000円となっています。なお、給食材料代の物価高騰分904万円も、給食費の値上げを行わず、町が負担しております。

次は、324ページをお開きください。

3目、町民グラウンド管理費の14節、施設改修工事費380万円は、スポーツ公園テニスコートの椅子等の改修、町民第3グラウンド、スケートボード場の日よけ及びベンチの設置などを行います。

次のページをお開きください。

5目、体育館運営費、14節、空調設備整備工事費240万円は、第1体育館のトレーニング室にエアコンを設置するものです。

次は、330ページをお開きください。

10款、公債費になります。1目、元金では、発行済地方債に対する元金償還が、前年度に比べ4,000万円減の10億1,000万円。2目、利子では、長期債にかかる利子が前年度に比べ300万円増の3,060万円と、年内の資金調達に係る一時借入金利子18万円を計上しています。337ページから338ページにかけては、地方債の現在高見込みに関する調書を示しているので、ご参照ください。

以上で、歳出の説明を終わりました。歳入の説明をさせていただきます。

冒頭の説明と重なるところは省略し、ご説明いたします。41、42ページをお開きください。

41ページから44ページは分担金及び負担金で、広域で取り組んでいる事業に対する構成町からの収入や受益者及び利用者からの負担等を見込み、分担金は41ページの計で1,832万円を、負担金は43ページの計で、1億8,867万3,000円を見込んでいます。44ページの一番下に、令和6年度新たに神河町・市川町からの中播消防署本署建て替えに係る分担金を2,129万6,000円計上しています。45ページから50ページにかけては、使用料及び手数料です。使用料は47ページの計で6,588万5,000円、手数料は49ページの計で、1,468万8,000円を見込んでいます。

次は、89ページ、90ページに進んでいただいて、基金繰入金です。

財政調整基金及び各特定目的基金からの繰入金を計上しています。3目、農業農村活性化基金繰入金1,890万円のうち1,800万円は、大貫ハウス解体等工事費に充当しています。4目、ふるさと応援基金繰入金は7,670万円を計上し、子育て支援事業などに充当しています。

93ページ、94ページは、令和6年度新たに介護保険事業特別会計繰入金1

00万円を計上し、老人福祉費の補聴器購入助成金及びその事務費に充当しています。

97ページから102ページまでは諸収入の延滞金、金融機関預金利子、貸付金元利収入を、103ページから106ページまでは雑入を計上しております。

歳入や歳出についての説明は以上でございます。

次は、議案にお戻りください。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額については、第2表に計上しております議案の5ページをお開きください。中播消防署建替事業、令和7年度で8,500万円を計上しております。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債については、第3表に計上しております議案の6ページから9ページをご覧ください。歳入、町債でご説明申し上げました額を、それぞれの目的ごとに限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれに記載のとおりとしております。

次に、議案の第4条であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額は15億円と定めています。

第5条は、歳出予算の流用であります。第1表に定めた各項の予算について、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できる場合として、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算に過不足が生じた場合、同一款内において、これらの経費を流用できるものとしております。

以上、議案第25号 令和6年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長 しばらく休憩いたします。

再開を2時15分といたします。

◇

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第30 議案第26号 令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第31 議案第27号 令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議長 日程第30、議案第26号 令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について及び日程第31、議案第27号 令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第26号 令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億8,480万円とするものです。また、第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものです。議案第26号資料1ページから6ページにお示ししていますので、ご参照ください。

資料1ページをご覧ください。令和6年度の予算編成方針です。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、地域住民の健康保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に重要な役割を果たしています。しか

しながら、その財政運営は、急速な被保険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加、また離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題を抱え、非常に厳しい状況にあります。このような課題に対応し、制度の安定化を図るため、平成30年度に大きな制度改革が行われ、兵庫県が財政責任主体として事業運営に加わり、町においては、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を行っています。

令和6年度に実施される制度改革の主なものは、課税限度額の見直し、軽減判定所得基準額の見直しです。また、現行の国民健康保険被保険者証が令和6年12月2日に廃止されるため、制度の変更についてきめ細かく周知をしていきます。

令和6年度予算については、医療費の動向、被保険者数の減少等を勘案して積算しています。被保険者数は、後期高齢者医療へ移行する被保険者が増加していくことから、3,050人と見込んでいます。

歳出においては、その大部分を占める保険給付費について、過去3年間における給付状況や、対前年度の伸び率等を勘案した県の推計金額を基に計上しています。

保険給付費については、療養給付費11億3,980万円（対前年度当初予算比4.0%増）、療養費1,100万円（対前年度当初予算比10%増）、高額療養費1億5,690万円（対前年度当初予算比3.9%増）を見込んでいます。

国民健康保険事業費納付金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に区分して、県から示された金額を計上しています。

保健事業費については、第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導を実施し、健診受診率の向上と生活習慣病の予防に努めます。健診未受診者対策として未受診者のデータを分析し、対象者の健康意識等に合わせた勧奨メッセージを送り、受診を促す事業を新たに実施します。

総務費については、令和5年度に引き続き、国保システム標準化に向けた作業を行います。令和6年度は現行システムから抽出したデータについて、検証・修正を行った後、ガバメントクラウドを構築し、標準システムにデータを移行して検証などを行う予定です。

基金積立金については、令和5年度に基金を繰り入れて実施した国保システム標準化にかかる費用を特別調整交付金として受け入れ、基金に積み立てます。

次に、歳入の保険税に関してですが、県から示された標準保険料率で積算しています。保険税現年度分については、収納率95.4%、2億9,080万円を見込んでいます。

県支出金については、保険給付費に対する普通交付金、町の各種取組に対する特別交付金として、県の推計金額を参考に計上しています。また、国保財政調整基金から2,500万円を繰り入れ、税負担の緩和に800万円、国保システムの標準化費用に1,700万円を充てます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書、歳出の21、22ページをお開き願います。

一般管理費5,511万4,000円は、職員の人件費と一般事務費を計上しています。

23、24ページをお願いします。

賦課徴収費482万8,000円は、賦課徴収に要する経費を計上しています。

25、26ページ、お願いします。

運営協議会費20万7,000円は、国保運営協議会の開催に要する経費です。

27、28ページをお願いします。

1 目、療養給付費は1 1 億3, 9 8 0 万円、2 目の療養費は、現金給付による保険者負担金で1, 1 0 0 万円、3 目審査支払手数料は3 9 0 万円を計上しています。

2 9、3 0 ページをお願いします。

1 目、高額療養費は1 億5, 6 9 0 万円、2 目、高額医療高額介護合算療養費は3 0 万円を計上しています。

3 1、3 2 ページをお願いします。

移送費は1 万2, 0 0 0 円を計上しています。

3 3、3 4 ページをお願いします。

出産育児一時金7 5 0 万円は、1 件5 0 万円の1 5 件分を計上しています。

3 5、3 6 ページをお願いします。

葬祭給付費2 0 0 万円は、4 0 件分を計上しています。

3 7、3 8 ページをお願いします。

精神・結核医療付加金2 8 0 万円は、障害者自立支援医療による通院の一部負担金相当額等を計上しています。

3 9、4 0 ページをお願いします。

傷病手当金5 万円は、新型コロナウイルスに感染した等の際に被保険者に支給する傷病手当金を計上しています。

4 1、4 2 ページをお願いします。

国民健康保険事業費納付金は、兵庫県の指示により、医療給付分3 億2, 4 1 2 万1, 0 0 0 円を計上しています。

4 3、4 4 ページをお願いします。

後期高齢者支援金等分は1 億1, 0 7 6 万5, 0 0 0 円を計上しています。

4 5、4 6 ページをお願いします。

介護納付金分は3, 4 4 4 万8, 0 0 0 円を計上しています。

4 7、4 8 ページをお願いします。

特定健康診査等事業費は、事務費、委託料等を含め、7 9 0 万7, 0 0 0 円を計上しています。

4 9、5 0 ページをお願いします。

特定保健指導等事業費は、5 2 万3, 0 0 0 円を計上しています。

5 1、5 2 ページをお開き願います。

保健衛生普及事業費8 3 7 万1, 0 0 0 円の主なものは、レセプト点検委託料1 6 7 万円と、人間ドック補助金1 4 0 人分及び脳検査補助金4 0 人分の4 4 5 万6, 0 0 0 円などです。

5 3、5 4 ページをお願いします。

財政調整基金積立金は、9 4 0 万円を計上しています。

5 5、5 6 ページをお願いします。

利子5 万円は一時借入金利子を計上しています。

5 7、5 8 ページをお願いします。

保険税還付金は1 5 0 万円を計上しています。2 目の保険給付費等交付金償還金は第三者行為や不当利得による保険給付費分を県に償還するもので、1 3 0 万円を計上しています。退職者医療制度の廃止に伴い、退職分の保険税還付金の予算は計上しておりません。

5 9、6 0 ページをお願いします。予備費2 0 0 万円は予算外の支出、また予算超過に充てるための経費を計上しています。

次に、歳入について説明いたします。

歳入 3 ページ、4 ページ、お開き願います。

保険税は 3 億 2 0 万円で、現年度分は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分合わせて 2 億 9, 0 8 0 万円、滞納繰越分は 9 4 0 万円をそれぞれ計上しています。退職分については、退職者医療制度の廃止に伴い、4 節から 6 節の滞納繰越分の中にそれぞれ含めて計上しております。

5 から 6 ページ、お願いいたします。

督促手数料は 1 3 万円を計上しています。

7 ページ、8 ページをお願いします。

保険給付費等交付金は普通交付金 1 3 億 2, 0 0 0 万円、特別交付金 8, 8 4 0 万円の合計 1 4 億 8 4 0 万円を計上しています。

9 ページ、1 0 ページをお願いします。

利子及び配当金 9, 0 0 0 円は、財政調整基金の利子です。

1 1、1 2 ページをお願いします。

一般会計繰入金 1 億 4, 9 1 0 万円は、保険基盤安定分、未就学児均等割軽減分、産前産後軽減分、職員給与費等、出産育児一時金、財政安定化支援事業等、資料 6 ページの内容でそれぞれ計上をしております。

1 3、1 4 ページをお願いします。

財政調整基金繰入金は 2, 5 0 0 万円を計上しております。

1 5、1 6 ページをお願いします。

その他繰越金は、2 万円を計上しております。

1 7、1 8 ページをお願いします。

延滞金及び過料で 1 0 0 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

1 9、2 0 ページをお願いします。

納付金、返納金合計 9 4 0 万円は、交通事故等による第三者行為損害賠償金、及び不当利得徴収分を計上しています。退職分については、制度の廃止により計上しておりません。なお、6 1 ページから 6 3 ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 2 6 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 7 号 令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3, 8 2 0 万円とするものです。議案第 2 7 号資料 1 ページから 4 ページにお示ししていますので、ご参照ください。

資料 1 ページ、当初予算資料をご覧ください。

この特別会計の歳入は、兵庫県後期広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び職員給与費と事務費とともに一般会計から繰り入れするものです。歳出は、一般管理費の職員給与費と保険料徴収事務経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて、広域連合に納付するものです。

資料 2 ページをお開き願います。

7 5 歳以上が加入する後期高齢者医療の保険料率の改定についてです。

資料には案と記載しておりますが、2 月 1 3 日に広域連合議会が開催され、お示ししておりますとおり、令和 6 年度、7 年度の保険料率が決定いたしました。診療報酬の改定と合わせて、2 年に一度改定されます。

令和 6・7 年度の保険料率は、均等割額が年額 5 万 1 4 7 円から 5 万 2, 7 9 1 円に 2, 6 4 4 円の改定増となり、所得割率は 1 0. 2 8 % から 1 1. 2 4 % に 0. 9 6 ポイントの改定増となります。括弧書きの激変緩和用については、後

ほど説明いたします。

保険料上昇抑制のため、令和5年度末までの剰余金を積み立てた広域連合の給付費準備基金198億9,000万円を全額活用しますが、現行の8万6,026円から8万9,450円に3,424円の増額となります。

右側をご覧ください。出産育児支援金の導入です。子育てを全世代で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金にかかる費用の一部を支援する仕組みが導入されます。激変緩和措置として、令和6・7年度は所要額の2分の1を支援いたします。

次に、後期高齢者負担率の設定方法の見直しについてです。費用負担のイメージ図にありますように、医療給付費は公費で約5割、現役世代からの支援金で約4割、高齢者からの保険料で約1割を賄うことになっています。昨今の後期高齢者人口の増加と現役世代人口の減少により、現役世代1人あたりの負担の伸びが高齢者1人あたりの負担の伸びより大きくなり続けているため、伸び率が同じとなるよう後期高齢者負担率の設定方法が見直され、令和6年度、7年度の後期高齢者負担率は12.67%に引き上げられます。ただし、激変緩和措置として、年金収入で211万円相当、所得に直しますと101万円以下の被保険者の保険料については、令和6年度は通常の所得割率11.24%ではなく、2ページ左側、(1)①保険料率のところに括弧書きしておりました激変緩和用の所得割率10.32%が適用されます。

資料3ページの左側をご覧ください。

賦課限度額ですが、高齢者世代内で能力に応じた負担を強化する観点から、現行の66万円から令和6年度73万円、令和7年度80万円に段階的に引き上げられます。右側は、低所得者軽減(2割・5割軽減)の拡大です。令和6年度から以下のように基準額を引き上げ、低所得者軽減の対象が拡大する見込みです。

資料の4ページの右側をご覧ください。

広域連合では、2年間平均で1人あたりの給付費を97万7,493円と見込み、被保険者数は兵庫県全体で90万6,469人として保険料を算定しています。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書、歳出の13、14ページをお開き願います。

一般管理費1,102万7,000円は、職員の人件費と一般事務費です。

15、16ページをお願いします。

徴収費149万3,000円は、保険料の徴収に要する経費です。

17、18ページをお願いします。

広域連合納付金3億2,558万円は、保険料納付金と保険基盤安定納付金を計上しています。

19、20ページをお願いします。

保険料還付金は10万円を計上しています。

次に、歳入のご説明を申し上げます。歳入3ページ、4ページをお願いいたします。

保険料は、現年度収納率99.76%を見込み、滞納繰越分と合わせて2億6,247万円を計上しています。

5ページ、6ページをお願いします。

督促手数料は1万円を計上しています。

7ページ、8ページをお願いします。

一般会計繰入金7,561万円は、職員給与費と保険基盤安定繰入金を計上し

ています。

9 ページ、10 ページをお願いします。

延滞金は1万円を計上しています。

11 ページ、12 ページをお願いします。

雑入は、広域連合からの過誤納還付金10万円を計上しています。なお、21 ページから23 ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第27号の説明を終わります。2 議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第32 議案第28号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議 長 日程第32、議案第28号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福祉課長 議案第28号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億3,420万円と定めるものです。

議案第28号資料、1 ページをご覧ください。

予算編成方針となります。

令和6年度は、第9期事業計画の初年度になります。平成12年4月から介護保険制度が施行され、今年度で25年目を迎えました。制度が定着し、サービス給付費は年々増加しています。少し飛びまして、3年に一度見直される介護報酬については、令和6年度はプラス1.59%の改定が行われました。また、第9期事業計画の主な改正点は次の2点で、1点目は介護保険料の見直しで、基準額を6,260円としました。2点目は保険料の所得段階を見直し、国が示す標準段階に合わせ、13段階としました。

令和6年度の予算編成は、第9期事業計画に基づき積算をしております。計画では被保険者5,501人、要介護認定者数は1,095人を見込んでいます。

介護給付費は報酬改定の影響を考慮し、施設サービス費、地域密着型サービス費の増加を見込み、16億6,820万円を見込みました。

地域支援事業は、軽度認定者の増加に伴い介護予防ケアマネジメントの需要が高まる中、適切な介護予防、自立支援に向けたケアプランの作成に努めるとともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対する施策の推進に努めます。

地域支援事業費は、各補助構成枠の上限額以内を設定し、保健師等、人件費を合わせて1億120万円を見込んでいます。また、一般会計への繰出金として、保険者機能強化推進交付金を財源として、一般会計で実施する高齢者のフレイル予防のための事業費100万円を計上しています。

歳入においては、第1号被保険者保険料、国・県・町による介護給付費負担金、市町の高齢化率及び所得分布状況を勘案して決められる介護給付費調整交付金、第2号被保険者保険料からの支払基金交付金が保険給付費の財源となります。

また、地域支援事業は、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業からなる総合事業と、地域包括支援センターの運営、社会保障充実に係る事業からなる総合事業以外の包括的支援事業及び任意事業の交付金が財源となります。歳出に見合うルール分を計上しております。

第1表、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。歳出の31、32 ページをお開き願います。

一般管理費 4, 054 万円は、職員の人件費と事務費を計上しています。令和 5 年度は介護保険事業計画策定委託料を計上していたため、令和 6 年度は減少をしております。

35 から 36 ページをお開き願います。

賦課徴収費 177 万円は、保険料の賦課徴収に要する経費です。

37、38 ページをお開き願います。

認定調査費 740 万円は認定調査に要する経費で、主なものは主治医意見書作成料 501 万円です。また、神崎郡認定審査会共同設置負担金は 1, 006 万 7, 000 円を計上しています。

39、40 ページをお願いいたします。

介護保険運営協議会費 11 万 3, 000 円は、介護保険運営協議会開催に係る経費です。

41、42 ページをお開き願います。

介護サービス給付費等諸費 16 億 6, 820 万円は、審査支払手数料 139 万円と介護給付費及び介護予防給付費合わせて 16 億 6, 681 万円で、対前年度予算比 0. 8% 増を見込んでいます。

43 から 44 ページをお開き願います。

1 目、介護予防・生活支援サービス事業費 4, 501 万円は、要支援 1・2 の方と基本チェックリストで対象となられた方の通所型・訪問型サービスに要する費用で、2 目、介護予防ケアマネジメント事業費 1, 950 万円は、要支援 1・2 の方と基本チェックリストで対象となられた方、また、予防給付の利用を希望される方に、自立支援のためのマネジメント費用を計上しています。

47、48 ページをお開き願います。

一般介護予防事業費 230 万円は、総合事業のうち一般介護予防事業に要する経費で、主にふくろうの会やふれあい喫茶などの活動補助金を計上しています。

49、50 ページをお開き願います。

1 目、総合相談事業費 411 万 8, 000 円は、相談業務等にかかる費用を計上しています。2 目、権利擁護事業費 131 万 5, 000 円は、職員出向負担金等を計上しています。3 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 926 万 7, 000 円は、職員 1 名分の給与等を計上しています。

51、52 ページをお開き願います。

4 目、任意事業費 300 万円は、やすらぎ支援事業委託料や家族介護慰労金、成年後見人にかかる費用等を計上しています。5 目、在宅医療・介護連携推進事業費 300 万円は、在宅医療・介護連携推進のため調整等を行うセンターの運営を郡 3 町で医師会に委託している経費です。6 目、生活支援体制整備事業費 590 万円は、生活支援協議体に関わる職員出向負担金や事務費等を計上しています。

53、54 ページをお開き願います。

7 目、認知症総合支援事業費 650 万円は、職員 1 名分の人件費と認知症初期集中支援チームに要する経費を計上しています。8 目、地域ケア会議推進事業費 130 万円は、職員出向負担金と地域ケア会議等運営に要する経費を計上しています。

57、58 ページをお開き願います。

1 目、介護保険財政調整基金積立金 370 万円は、保険者機能強化推進交付金等に係る積立金を計上しています。

59、60 ページをお開き願います。

諸支出金は、保険料過誤納還付金 10 万円、国や支払基金への過年度返還金 1

0 万円を計上しています。

6 1、6 2 ページをお開き願います。

他会計繰出金 1 0 0 万円は、令和 6 年度から一般会計で実施する高齢者のフレイル予防事業に充てる分でございます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。歳入の 3、4 ページをお開き願います。

第 1 号被保険者保険料 4 億 1, 3 3 6 万円は、現年度分 4 億 1, 2 4 6 万円と滞納繰越分 9 0 万円を計上をしています。

5 ページ、6 ページをお開き願います。

督促手数料 2 万円と、介護予防支援計画作成手数料 8 2 4 万円を計上しています。

7 ページをお開き願います。

7 ページの国庫負担金から 1 6 ページ県補助金までは、歳出の介護給付費等に対して、国・支払基金・県のそれぞれルール分を計上しております。

1 7、1 8 ページをお開き願います。

要介護認定事務委託金として 1 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

1 9、2 0 ページをお開き願います。

利子及び配当金 2 万 5, 0 0 0 円は、基金利子を計上しております。

2 1、2 2 ページをお開き願います。

一般会計繰入金 2 億 9, 7 9 7 万 6, 0 0 0 円は、介護給付費等に係る町負担金分と職員給与費等繰入金及び第 1 段階から第 3 段階の低所得者保険料軽減分を計上しています。

2 3、2 4 ページをお開き願います。

介護保険財政調整基金繰入金 1 2 0 万円は、保険給付費不足分を計上しています。

2 5、2 6 ページをお開き願います。

前年度繰越金として、2 万円を計上しています。

2 7、2 8 ページをお開き願います。

諸収入、第三者納付金は 1 万円、雑入 1 2 7 万 8, 0 0 0 円は、総合事業等の利用者負担金などを計上しています。

2 9、3 0 ページをお開きください。

延滞金は 1 万円を計上しています。

6 3 ページから 6 5 ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。また、議案資料 2 ページ、3 ページには、歳入歳出のそれぞれ勘定表をお付けしております。ご参照ください。

以上で、議案第 2 8 号の説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いをいたします。

日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 6 年度福崎町水道事業会計予算について

日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 6 年度福崎町工業用水道事業会計予算について

日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 6 年度福崎町下水道事業会計予算について

議 長 日程第 3 3、議案第 2 9 号 令和 6 年度福崎町水道事業会計予算についてから日程第 3 5、議案第 3 1 号 令和 6 年度福崎町下水道事業会計予算についてまでの 3 件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 3 企業会計の令和 6 年度予算につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第29号 令和6年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

第2条、業務の予定量については、1、給水戸数は8,400戸で、前年度比100戸の増、2、年間給水量は231万 m^3 で、前年度比10万 m^3 の減、3、1日平均給水量は6,300 m^3 で、前年度比300 m^3 の減としております。4、主な建設改良事業は三ノ宮配水池送配水管更新工事及び福崎企業団地連絡管布設工事については、令和5年度の第一工区に引き続き、第二工区へと進む予定としております。また、第一工区の舗装の本復旧工事に取りかかります。

そのほか、市川を挟み、八反田地区と西治地区を連絡する「八反田水管橋」を耐震化するための補強工事を実施します。この工事については、債務負担行為により、工事期間を令和8年度までの3年間としております。

議案第29号資料9ページには位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

1 ページ中段、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億3,060万円で前年度比0.8%の増、支出の水道事業費用は3億9,820万円で、前年度比1.2%の減としております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は2ページ、資本的収入は3億7,160万円、資本的支出は6億160万円としております。前年度に比べて収入、支出とも大きく増となっておりますが、先ほど説明いたしました大型工事の実施により、建設改良費とその財源を計上したことによるものでございます。

なお、1 ページ下段、第4条の資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億3,000万円につきましては、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,917万9,000円、過年度分損益勘定留保資金6,167万5,000円及び建設改良積立金取崩額1億2,914万6,000円で補填する予定としております。

2 ページ中段、第5条は、八反田水管橋耐震補強工事の実施のため債務負担行為を設定するもので、期間は令和7年度から8年度の2年間、限度額は3億3,000万円としております。

次の第6条は、企業債について、目的や限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第7条から3ページの第11条までは、それぞれの項目について記載のとおり定めております。

次に、予算の内容につきまして、説明をいたします。「予算に関する説明書」をご覧ください。

全会計のうち、後ろ3会計が企業会計となっております。水道事業会計の1ページ、2ページをお開きください。こちらが実施計画となります。この明細を17ページ以降に記載しておりますので、そちらで説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18ページ中段以降をご覧ください。

支出は、営業費用が3億8,832万9,000円で、1目、原水及び浄水費は4,801万円、前年度と比べ約320万円の減、19ページの2目、配水及び給水費は9,773万4,000円で、前年度比約230万円の減、内訳では、中段の8節、委託料で計画策定に関する委託業務が減ったことから、予定額を約960万円減額、また10節、修繕費及び13節、材料費については、毎年実施しておりますメーター替えにおいて対象件数が大幅に増えることなどから、それ

ぞれ予定額を増額しております。

20 ページ、4 目、総係費は前年度比約 200 万円の増額、内訳では、10 節の委託料で水道料金システムの改修により、予定額を増額しております。また、下段では、減価償却費や資産減耗費を計上しております。

次の 21 ページの営業外費用 986 万 1,000 円は企業債の支払利息、雑支出で漏水還付金などを計上しております。

17 ページにお戻りください。次は収入です。

収入は、営業収益が 3 億 1,351 万 1,000 円、うち 1 目 1 節の水道料金は 3 億 250 万 4,000 円で、前年度と比べ約 1,300 万円の減としております。これは、一般家庭の使用水量の減少に加え、一部企業において、年間の使用水量が大幅に減少すると見込まれることによるものでございます。営業外収益は 1 億 1,707 万 9,000 円で、前年度と比べ約 1,600 万円の増となっています。この主な要因は、次の 18 ページ上段、5 目の消費税還付金で、工事量の増により消費税の還付金が増えるため、前年度と比べ約 1,300 万円の増としていることによるものでございます。

次に、資本的収入及び支出です。23 ページの支出から説明をいたします。

1 目、建設改良費は、冒頭、議案の業務の予定量で説明いたしました事業などで 5 億 6,900 万円、2 目、企業債償還金は 3,260 万円を計上しております。

22 ページにお戻りください。次は収入です。

企業債は、三ノ宮配水池送配水管更新工事や八反田水管橋耐震補強工事に充てるため、2 億 3,290 万円を借り入れる予定としております。出資金は、同工事に係る一般会計からの出資金で 7,760 万円、そのほか、補助金は国庫補助金 5,045 万 7,000 円、他会計補助金は一般会計からの補助金で 64 万 3,000 円、そして工事負担金では、給水工事に係る申請者からの負担金 1,000 万円を計上しております。

明細は以上となりますが、議案第 29 号資料 1 ページからは、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

また、予算に関するその他説明資料としましては、3 ページ以降に予定キャッシュ・フローなどの財務諸表や給与費明細書をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、第 29 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 30 号 令和 6 年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

第 2 条、業務の予定量ですが、1、給水事業所数は 29 事業所で前年度と同数、2、年間給水量は 59 万 4,000 m³、前年度比 2 万 6,000 m³の減、3、1 日平均給水量は 1,600 m³で、前年度比 100 m³の減としております。4、建設改良事業では、中播消防署西側の七種川に架かる水管橋が老朽化しているため、更新工事に向けての詳細設計業務などを予定しております。

中段、第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が 5,010 万円で前年度比 2.2%の増、支出の工業用水道事業費用は 4,770 万円で、前年度比 0.4%の減を見込んでおります。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、2 ページになりますが、資本的収入は 2,450 万円、資本的支出は 5,000 万円としております。建設改良費では先ほど説明いたしました事業などで 4,150 万円を予定し、企業債償還金は

元金の償還 850 万円を予定しております。

1 ページに戻っていただきまして、下段では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,550 万円につきまして、第 4 条括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 377 万 2,000 円、過年度分損益勘定留保資金 2,172 万 8,000 円で補填するものとしております。

2 ページです。

中段第 5 条は企業債について、目的や限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものです。第 6 条から第 8 条までは、それぞれの項目において、記載のとおり定めております。

次に、予算の内容につきまして説明をいたします。

「予算に関する説明書」の工業用水道事業会計、1、2 ページをお開きください。実施計画となりますが、説明につきましては、17 ページ以降の明細書で説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18 ページをご覧ください。

支出は、営業費用が 4,640 万 4,000 円、前年度比約 90 万円の増、主なものは 1 目、送水及び配水費において、5 節、報酬を 29 万 4,000 円計上しております。これは、令和 5 年度から引き続き開催予定の上下水道事業審議会での委員報酬となります。工業用水道事業では、今後、水管橋の更新工事など大型事業を実施する必要があるため、料金水準の適正化について、ご審議いただきたいというふうに考えております。また 16 節、動力費においては、水源地送水ポンプの電気代として 924 万円を計上しております。

次の 19 ページでは、減価償却費などを計上しています。

営業外費用は 129 万 6,000 円で、最下段の消費税が前年度と比べ約 100 万円の減となっています。これは、建設改良費が増えたため、消費税が納付から還付になったことによるものです。

次に、17 ページにお戻りください。

収入です。営業収益は 3,805 万円で、水道料金は前年度と比べ約 200 万円減の 3,600 万円を見込んでおります。営業外収益は 1,205 万円で 2 目、長期前受金戻入が主な収入となります。そのほか、最下段、消費税の還付金が前年度の納付から還付になり、197 万 4,000 円となっております。

続きまして、20 ページの資本的収入及び支出です。

収入は企業債の借入れで 2,450 万円を予定しております。

支出では、冒頭説明いたしました事業に要する建設改良費 4,150 万円と、企業債償還金 850 万円を計上しております。なお、議案第 30 号資料では、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

また、予算に関するその他説明書としましては、3 ページ以降に予定キャッシュ・フロー等の財務諸表や給与費明細書を示しておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第 30 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 31 号 令和 6 年度福崎町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

第 2 条に定めた業務の予定量は、1、接続件数 6,035 件、前年度比 100 件の増、2、年間総処理水量は 244 万 9,500 m³で、前年度比 2 万 6,100 m³の増、3、1 日平均処理水量は 6,710 m³で、前年度比 70 m³の増と

しております。４、主な建設改良事業は、計画的に進めております川すそ雨水幹線工事及び直谷第２雨水幹線工事の延伸整備を予定しております。

議案第３１号資料８ページ、９ページに位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

次の第３条は、収益的収入及び支出の予定額です。下水道事業収益は、１０億３，５０８万４，０００円で前年度比４．２％の増、下水道費用は１０億８８７万円で、前年度比３．４％の減としております。第４条は資本的収入及び支出の予定額で、下の表、資本的収入は５億６，４４０万円で前年度比４．７％の増、次のページ、資本的支出は９億４，８７７万５，０００円で、前年度比２．７％の増を見込んでおります。

１ページにお戻りください。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億８，４３７万５，０００円は、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１，２７３万５，０００円、過年度分損益勘定留保資金３，２９６万３，０００円、当年度分損益勘定留保資金３億３，３１０万５，０００円及び当年度利益剰余金５５７万２，０００円で補填するものとしております。

２ページ第５条は企業債の目的、限度額などで、上段は下水道事業債、下段は資本費平準化債について、限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第６条から３ページ第１０条までは、それぞれの項目について記載のとおり定めております。

次に、予算の内容につきまして、説明をいたします。「予算に関する説明書」の１、２ページが実施計画ですが、説明につきましては、２０ページ以降の明細で説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出の支出から説明いたしますので、２１ページをお開きください。

下水道事業費用は営業費用が９億６４０万５，０００円で、前年度と比べ、約３，０００万円の減となっております。主な要因については、２１ページの３目、処理場費で、８節、光熱水費の電気代が想定を下回ったことから、前年度比約２，１００万円減の５，９０８万１，０００円、次のページ６目、総係費では、１１節の委託料が業務の減により、前年度比約１，７００万円の減となっていることなどによるものです。

２３ページの営業外費用は１億２４６万５，０００円で、企業債利息や消費税納付金、雑支出では漏水還付金などを計上しております。

次に収入です。２０ページをお願いします。

下水道事業収益は、営業収益が４億３，０７６万７，０００円、下水道使用料は漏水が判明し、その修理により使用量が大きく減少した企業があったことなどから、前年度当初より８５４万円減の３億９，３５９万２，０００円を見込んでおります。

一般会計からの繰入れについては、総務省繰出基準に基づくものを「負担金」、基準外の経費に対するものを「補助金」として、営業収益及び営業外収益でそれぞれ受け入れます。

営業外収益は６億４３１万７，０００円で、前年度と比べ約４，５００万円の増となっております。これは、先ほど説明をいたしました一般会計からの負担金が増加したことから、前年度と比べ約２，２００万円増加、補助金も約２，８００万円増加したことなどが大きな要因となっております。これら繰入金が増加については、令和５年

度は下水道事業基金を4,580万円取り崩して収入に充てておりましたが、令和6年度においては、その基金が全てなくなったことにより、繰入金が増えております。

続きまして、資本的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、25ページをお開きください。

資本的支出です。建設改良費は3億3,773万1,000円で、冒頭、業務の予定量で説明申し上げました事業などに要する費用や人件費を管路整備費、雨水の管路整備費及び処理場改良費として計上しております。

26ページ固定資産購入費は、非常時のための予備ポンプ購入費、企業債償還金は元金の償還予定額6億95万9,000円で、前年度と比べ約1,000万円の増となっております。

続いて、収入です。24ページにお戻りください。

資本的収入は、建設改良事業に係る企業債や社会資本整備総合交付金の国庫補助金、新規ます設置に伴う各負担金などを計上しております。また、一般会計からの繰入れについては、資本費平準化債を借り入れても、さらに不足する額を出資金で受け入れます。全体の繰入額は4億6,400万円で、前年度と比べ4,390万円増加しています。

なお、議案第31号資料では、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

また、その他予算に関する説明書につきましては、3ページ以降に予定キャッシュ・フローなどの財務諸表や給与費明細書をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 次の日程は、日程第36です。
暫時休憩します。

◇

休憩 午後 3時06分
再開 午後 3時06分

◇

議 長 会議を再開します。

日程第36 議案第32号 教育長の任命について

議 長 日程第36、議案第32号 教育長の任命についてを議題といたします。
本案に対する詳細なる説明を求めます。

町 長 議案第32号 教育長の任命についてご説明いたします。

教育長の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町長が議会の同意を得て行うことになっております。教育委員会は教育長と4名の教育委員で組織されており、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。教育長の任期は3年であります。

議案第32号は、現教育長の高橋渉氏が本年3月31日で任期満了となるため、再任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものであります。

それでは、高橋渉氏の紹介をさせていただきます。議案をご覧ください。

住所は、福崎町南田原2162番地3、昭和30年1月21日生まれの現在6

9 歳です。

議案第 3 2 号の資料をお願いします。

左側が経歴で、最終学歴は昭和 5 2 年 3 月に福岡教育大学教育学部を卒業され、昭和 5 2 年 4 月に姫路市立夢前中学校教諭を振出しとして、中学校教育に 3 6 年間、小学校教育に 2 年間、心身ともに健全な児童・生徒の育成に尽力され、うち教頭 6 年間、校長 6 年間は管理職として、学校経営の充実・発展に取り組んでこられました。令和 2 年 4 月 1 日から、教育長として豊富な経験と知識を活かし、福崎町の教育の推進に取り組んでいただき、現在に至っています。

高橋氏は誠実で人望も厚く、教育の専門家としての識見を備えており、教育長として、福崎町教育のさらなる充実、発展に取り組んでいただけるものと確信をしております。

審議の参考にしていただいただくために、議案資料右側に高橋氏の「私の抱負」をお示ししていますので、ご参照していただき、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 暫時休憩します。



休憩 午後 3 時 0 9 分

再開 午後 3 時 0 9 分



議 長 会議を再開します。

以上で、本定例会 1 日目の日程は終わりました。

次の定例会 2 日目は 3 月 6 日水曜日、午前 9 時 3 0 分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 3 時 0 9 分